民法等の一部を改正する法律新旧対照条文

89	十九 有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)(附則第二十八条関係)
86	八 破産法(平成十六年法律第七十五号)(附則第二十七条関係)
84	十七 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)(附則第二十六条関係)
83	の開発に関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十一号)(附則第二十四条関係)
	十六 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源
81	十五 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)(附則第二十二条関係)
80	十四 建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)(附則第二十一条関係)
79	十三 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)(附則第十九条関係)
78	十二 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)(附則第十七条関係)
77	十一 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)(附則第十六条関係)
76	十 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)(附則第十五条関係)
75	九 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)(附則第十三条関係)
74	八 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)(附則第十三条関係)
73	七 大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)(附則第十二条関係)
71	六 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)(附則第十条関係)
70	五 外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律(明治三十一年法律第十四号)(附則第八条関係)
59	四 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)(第四条関係)
43	三 非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)(第三条関係)
28	二 不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)(第二条関係)
1	一 民法(明治二十九年法律第八十九号)(第一条関係)
	}

二 十 三	<u>-</u> + -	<u>-</u> + -	<u>-</u> +
表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)(附則第三十条関係)	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成
)法律(令和元年法律第十五	(平成三十年法律第四十九号	(附則第三十条関係)	(平成十八年法律第五十一号) (
五号)(附則第三十三条関係)	ヮ) (附則第三十二条関係) 93	92	(附則第二十九条関係)90
95	93	92	90

(傍線部分は改正部分)

<u> </u>	``	内で、	第二									第	目 次		一
竟界又よその寸丘こおする章達、書勿その也の工乍勿の蒅	その居住者の承諾がなければ、立ち入ることはできない。	で、隣地を使用することができる。ただし、住家については	第二百九条 土地の所有者は、次に掲げる目的のため必要な範囲	隣地の使用)	(第二百六十四条の九―第二百六十四条の十四)	第五節 管理不全土地管理命令及び管理不全建物管理命令	\mathcal{L}	命令(第二百六十四条の二―第二百六十四条の八	第四節 所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理	第三節 共有(第二百四十九条—第二百六十四条)	第三章 (略)	第二編 (略)		改正後	民法(明治二十九年法律第八十九号)(第一条関係)
(新設)	の住家に立ち入ることはできない。を請求することができる。ただし、隣人の承諾がなければ、そ	は建物を築造し又は修繕するため必要な範囲内で、隣地の使用	第二百九条 土地の所有者は、境界又はその付近において障壁又	(隣地の使用請求)						第三節 共有(第二百四十九条—第二百六十四条)	第三章 (同上)	第二編 (同上)	目次	改 正 前	

土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用することをないときは、継続的給付を受けるため必要な範囲内で、他の条第一項において「継続的給付」という。)を受けることがで不の供給その他これらに類する継続的給付(以下この項及び次又は他人が所有する設備を使用しなければ電気、ガス又は水道	第二百十三条の二 土地の所有者は、他の土地に設備を設置(継続的給付を受けるための設備の設置権等)	を受けたときは、その償金を請求することができる。 4 第一項の場合において、隣地の所有者又は隣地使用者が損害	って足りる。難なときは、使用を開始した後、遅滞なく、通知することをも	知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが目的、日時、場所及び方法を隣地の所有者及び隣地使用者に	第	ればならない。 使用者」という。)のために損害が最も少ないものを選ばなけ	者及び隣地を現に使用している者(以下この条において	2 前項の場合には、使用の日時、場所及び方法は、隣地の	三 第二百三十三条第三項の規定による枝の切取り	二 境界標の調査又は境界に関する測量	造、収去又は修繕
すること で、他の て、他の で、他の	置し、(新設)	を請求することができる。 を請求することができる。 が損害 2 前項の場合において、隣人が損害を受けたときは、その償	とをも	とが困 有に通	, その (新設)	はなけ	「隣地	の所有 (新設)	(新設)	(新設)	

ができる。

- ない。 という。) のために損害が最も少ないものを選ばなければならの土地又は他人が所有する設備(次項において「他の土地等」 前項の場合には、設備の設置又は使用の場所及び方法は、他
- ただし書及び第二項から第四項までの規定を準用する。 用することができる。この場合においては、第二百九条第一項めに当該他の土地又は当該他人が所有する設備がある土地を使めに当該他の土地又は当該他人が所有する設備を使用するた 第一項の規定による権利を有する者は、同項の規定により他
- わなければならない。 の設備の使用を開始するために生じた損害に対して償金を支払 の設備の規定により他人が所有する設備を使用する者は、そ
- 7 第一項の規定により他人が所有する設備を使用する者は、

(新設)	一 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知るころの枝を切り取ることができる。一 竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。一 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらずるの枝を切り取ることができる。
(新設) (新設) (竹木の枝の切除及び根の切取り)	(竹木の枝の切除及び根の切取り) 実育者は、その竹木の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越第二百三十三条 土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越できる。
(新設)	第二百十三条の三 分割によって他の土地の一部を譲り渡したば継続的給付を受けることができる。この場合においては有地のみに設備を設置することができる。この場合においては、前条第五項の規定は、避開しない。
	こ要する費用を負担しなすればならない。の利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持

(新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	共有者は、善良な 共有者は、善良な 共有者が他の変更) ことができない。 ことができない。 ことができないと の共有者以外の ることができないと ることができないと
(新設)	他の共有者に対し、自己の持分を超える使用の対価を償還する2 共有物を使用する共有者は、別段の合意がある場合を除き、
第二百四十九条 (同上)	第二百四十九条 (略)
(共有物の使用)	(共有物の使用)
2] (同上)	4 (略)
	三 急迫の事情があるとき。
	とができないとき。

期間を超えないものを設定することができる。において「賃借権等」という。)であって、当該各号に定る賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利(以下こ	4 共有者は、前三項の規定により、共有物に、次の各号に掲げ一諾を得なければならない。 物を使用する共有者に特別の影響を及ぼすべきときは、その承	3 前二項の規定による決定が、共有者間の決定に基づいて共有賛否を明らかにしないとき。	ることとし	知ることができないとき。一、共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を	事項を決することができる旨の裁判をすることができる。有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関するの共有者以外の共有者の請求により、当該他の共有者以外の共	(計分人ト)は計合)情々により、治を見つは引き人人(判所は、次の各号に掲げるときは、当該各号に規定す)使用する共有者があるときも、同様とする。	は、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。共有項に規定する変更を加えるものを除く。次項において同じ。)する共有物の管理者の選任及び解任を含み、共有物に前条第一第二百五十二条 共有物の管理に関する事項(次条第一項に規定
	(新設)	(新設)				(新設)	し、保存行為は、各共有者がすることができる。 き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。ただ第二百五十二条 共有物の管理に関する事項は、前条の場合を除

	者に対してその効力を生じない。ただし、共有者は、これをも4 前項の規定に違反して行った共有物の管理者の行為は、共有
	- した場合には、これに従ってその職務を行わなければならない
	3 共有物の管理者は、共有者が共有物の管理に関する事項を決
	を加えることができる旨の裁判をすることができる。
	求により、当該共有者以外の共有者の同意を得て共有物に変更
	を知ることができないときは、裁判所は、共有物の管理者の請
	2 共有物の管理者が共有者を知ることができず、又はその所在
	ないものを除く。次項において同じ。)を加えることができな
	ければ、共有物に変更(その形状又は効用の著しい変更を伴わ
	行為をすることができる。ただし、共有者の全員の同意を得な
(新設)	第二百五十二条の二 共有物の管理者は、共有物の管理に関する
	(共有物の管理者)
	とができる。
(新設)	5 各共有者は、前各項の規定にかかわらず、保存行為をするこ
	四 動産の賃借権等 六箇月
	三 建物の賃借権等 三年
	二 前号に掲げる賃借権等以外の土地の賃借権等 五年
	一 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃借権等 十年

持分について前条の規定による分割をすることができない。持分について遺産の分割をすべきときは、当該共有物又はそのする場合において、共同相続人間で当該共有物の全部又はその第二百五十八条の二 共有物の全部又はその持分が相続財産に属	ることができる。 金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ず 金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ず あるときは、裁判所は、その競売を命ずることができる。	3 前項に規定する方法により共有物を分割することができない一部を取得させる方法により共有物を分割することができない二 共有者に債務を負担させて、他の共有者の持分の全部又は二 共有者に債務を負担させて、他の共有者の持分の全部又は	一 共有物の現物を分割する方法2 裁判所は、次に掲げる方法により、共有物の分割を命ずることができる。	いとき、又は協議をすることができないときは、その分割を裁第二百五十八条 共有物の分割について共有者間に協議が調わな (裁判による共有物の分割)
(新設)	(新設) (新設)	12 前項の場合において、共有物の現物を分割することができな2 前項の場合において、共有物の現物を分割することができな	(新設)	いときは、その分割を裁判所に請求することができる。第二百五十八条 共有物の分割について共有者間に協議が調わな(裁判による共有物の分割)

きは、この限りでない。
世内の時分が相続財産に属する場合において、相続人が当該共有物の持分に割の請求があった場合において、相続人が当該共有物の持分について遺産の分割の請求があった場合において、相続人が当該共有物の持分について遺産の分割をすることができる。ただし、当該共有物の持分について遺産の分割をすることができる。ただし、当該共有物の持分について遺産の分割をすることができる。ただし、当該共有物の持分について遺産の分割をすることに異議の申出をしたとついて同条の規定による分割をすることに異議の申出をしたとついて同条の規定による分割をすることに異議の申出をしたといいて、相続関始の当は、この限りでない。

2

判所にしなければならない。
当該請求があった旨の通知を受けた日から二箇月以内に当該裁当該相続人が前条第一項の規定による請求を受けた裁判所から

(所在等不明共有者の持分の取得)

第二百六十二条の二 不動産が数人の共有に属する場合において せる。 明共有者」という。)の持分を取得させる旨の裁判をすること るときは、 ができる。 の共有者に、 ることができないときは、裁判所は、 請求をした各共有者の持分の割合で按分してそれぞれ取得さ 共有者が他の共有者を知ることができず、 この場合において、 請求をした各共有者に、 当該他の共有者(以下この条において「所在等不 請求をした共有者が二人以上あ 所在等不明共有者の持分を 共有者の請求により、そ 又はその所在を知

- さは、裁判所は、同項の裁判をすることができない。に同項の裁判をすることについて異議がある旨の届出をしたとに同項の規定による請求又は遺産の分割の請求があり、かつ条第一項の規定による請求又は遺産の分割の請求があり、かつ
- る。 有者が取得した持分の時価相当額の支払を請求することができしたときは、所在等不明共有者は、当該共有者に対し、当該共 第一項の規定により共有者が所在等不明共有者の持分を取得

(所在等不明共有者の持分の譲渡)

明共有者」という。)以外の共有者の全員が特定の者に対しての共有者に、当該他の共有者(以下この条において「所在等不ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、そ第二百六十二条の三一不動産が数人の共有に属する場合において

の裁判をすることができる。不明共有者の持分を当該特定の者に譲渡する権限を付与する旨不明共有者の持分の全部を譲渡することを停止条件として所在等

ることができる。 在等不明共有者の持分に応じて按分して得た額の支払を請求す者は、当該譲渡をした共有者に対し、不動産の時価相当額を所者は、当該譲渡をした共有者に譲渡したときは、所在等不明共有多、第一項の裁判により付与された権限に基づき共有者が所在等

を除く。)が数人の共有に属する場合について準用する。 4 前三項の規定は、不動産の使用又は収益をする権利(所有権

(準共有)

(準共有)

るときは、この限りでない。 有する場合について準用する。ただし、法令に特別の定めが第二百六十四条 この節の規定は、数人で所有権以外の財産権

を

(新設)

第四節

所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管

理命令

(所有者不明土地管理命令)

はその所在を知ることができない土地(土地が数人の共有に属第二百六十四条の二 裁判所は、所有者を知ることができず、又

在を知ることができない土地の共有持分)について、必要があする場合にあっては、共有者を知ることができず、又はその所

ると認めるときは、利害関係人の請求により、その請求に係る

る管理を命ずる処分(以下「所有者不明土地管理命令」という項に規定する所有者不明土地管理人をいう。以下同じ。)によ土地又は共有持分を対象として、所有者不明土地管理人(第四

地管理命令が発せられた場合にあっては、共有物である土地)命令の対象とされた土地(共有持分を対象として所有者不明土地管理命令の効力は、当該所有者不明土地管理

2

をすることができる。

の所有者又は共有持分を有する者が所有するものに限る。)ににある動産(当該所有者不明土地管理命令の対象とされた土地

られた後に当該所有者不明土地管理命令が取り消された場合に3 所有者不明土地管理命令は、所有者不明土地管理命令が発せ及ぶ。

共有持分及び当該所有者不明土地管理命令の効力が及ぶ動産の

当該所有者不明土地管理命令の対象とされた土地又は

有者不明土地管理命令において、所有者不明土地管理人を選任 裁判所は、所有者不明土地管理命令をする場合には、当該所産について、必要があると認めるときも、することができる。管理、処分その他の事由により所有者不明土地管理人が得た財

(所有者不明土地管理人の権限)

しなければならない。

土地管理人が得た財産(以下「所有者不明土地等」という。)

一支が大力では、の管理、処分その他の事由により所有者不明生地では、所有者不明土地管理命令の効力がでいた。

一世人が選任された場合には、所有者不明土地管理命令の対象と
第二百六十四条の三 前条第四項の規定により所有者不明土地管

る。

の管理及び処分をする権利は、

所有者不明土地管理人に専属す

一保存行為

利用又は改良を目的とする行為「所有者不明土地等の性質を変えない範囲内において、その

に関する訴えの取扱い) に関する訴えの取扱い) 理人の義務) 理人の義務) 理人の義務) 理人の義務) 理人の義務) 理人の義務) 理人の義務として所有者不明土地管理人は、所有者不明土地管理人は、所有者不明土地管理人は、所有者不明土地管理人は、所有者不明土地管理人は、当該所有者不明土地管理人がその任務に違反したされた共有持分を有する者全員のために、善とされた共有持分を有する者全員のために、当該所有者不明土地管理人がその任務に違反しに著しい損害を与えたことその他重要な事制所は、利害関係人の請求により、所有者不明上地管理人がその任務に違反しに著しい損害を与えたことその他重要な事制所は、利害関係人の請求により、所有者不明人は、正当な事由があるときは、裁判所することができる。
(新 設 設 設)

できる。 等から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることが第二百六十四条の七 所有者不明土地管理人は、所有者不明土地(所有者不明土地管理人の報酬等)

(新設)

を有する者を含む。)の負担とする。
な費用及び報酬は、所有者不明土地等の所有者(その共有持分2)所有者不明土地管理人による所有者不明土地等の管理に必要

(所有者不明建物管理命令)

在を知ることができない建物の共有持分)について、必要があする場合にあっては、共有者を知ることができず、又はその所はその所在を知ることができない建物(建物が数人の共有に属第二百六十四条の八一裁判所は、所有者を知ることができず、又

項に規定する所有者不明建物管理人をいう。以下この条におい建物又は共有持分を対象として、所有者不明建物管理人(第四

ると認めるときは、

利害関係人の請求により、

その請求に係る

有者不明建物管理命令」という。)をすることができる。て同じ。)による管理を命ずる処分(以下この条において「

物管理命令が発せられた場合にあっては、共有物である建物)命令の対象とされた建物(共有持分を対象として所有者不明建物管理命令の効力は、当該所有者不明建物管理

が有するものに限る。)に及ぶ。 であって、当該所有者不明建物にある動産(当該所有者不明建物の所有者又は共有持分を有する者をいかの所有者又は共有持分を有する者が所有するものに限る。)及の所有者又は共有持分を有する者が所有するものに限る。)及び当該建物を所有し、又は当該建物の共有持分を有するためのとする権利(所有権を除く。)であって、当該所有者不明建物管理命令の対象とされた建物が有するものに限る。)に及ぶ。

しなければならない。 有者不明建物管理命令において、所有者不明建物管理人を選任 裁判所は、所有者不明建物管理命令をする場合には、当該所

管理命令及び所有者不明建物管理人について準用する。 第二百六十四条の三から前条までの規定は、所有者不明建物

第五節 管理不全土地管理命令及び管理不全建物管理命

令

(管理不全土地管理命令)

第二百六十四条の九 裁判所は、所有者による土地の管理が不適

侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、必要が当であることによって他人の権利又は法律上保護される利益が

地管理人をいう。以下同じ。)による管理を命ずる処分(以下象として、管理不全土地管理人(第三項に規定する管理不全土あると認めるときは、利害関係人の請求により、当該土地を対

「管理不全土地管理命令」という。)をすることができる。

するものに限る。) に及ぶ。 対象とされた土地の所有者又はその共有持分を有する者が所有 対象とされた土地にある動産(当該管理不全土地管理命令の) 管理不全土地管理命令の効力は、当該管理不全土地管理命令

ればならない。 不全土地管理命令において、管理不全土地管理人を選任しなけ不全土地管理命令において、管理不全土地管理人を選任しなける 裁判所は、管理不全土地管理命令をする場合には、当該管理

(管理不全土地管理人の権限)

管理人が得た財産(以下「管理不全土地等」という。)の管理ぶ動産並びにその管理、処分その他の事由により管理不全土地第二百六十四条の十一管理不全土地管理人は、管理不全土地管理

(新設)

(新設)	第二百六十四条の十二 管理不全土地管理人がその任務に違反し
	(管理不全土地管理人の解任及び辞任)
	公平にその権限を行使しなければならない。
	地管理人は、その共有持分を有する者全員のために、誠実かつ
	2 管理不全土地等が数人の共有に属する場合には、管理不全土
	行使しなければならない。
	の所有者のために、善良な管理者の注意をもって、その権限を
(新設)	第二百六十四条の十一管理不全土地管理人は、管理不全土地等
	(管理不全土地管理人の義務)
	9
	前項の許可をするには、その所有者の同意がなければならない
	3 管理不全土地管理命令の対象とされた土地の処分についての
	用又は改良を目的とする行為
	二 管理不全土地等の性質を変えない範囲内において、その利
	一 保存行為
	ることはできない。
	許可がないことをもって善意でかつ過失がない第三者に対抗す
	するには、裁判所の許可を得なければならない。ただし、この
	2 管理不全土地管理人が次に掲げる行為の範囲を超える行為を
	及び処分をする権限を有する。

	。)をすることができる。
	る処分(以下この条において「管理不全建物管理命令」という
	建物管理人をいう。第四項において同じ。)による管理を命ず
	対象として、管理不全建物管理人(第三項に規定する管理不全
	があると認めるときは、利害関係人の請求により、当該建物を
	が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、必要
	適当であることによって他人の権利又は法律上保護される利益
(新設)	第二百六十四条の十四 裁判所は、所有者による建物の管理が不
	(管理不全建物管理命令)
	用及び報酬は、管理不全土地等の所有者の負担とする。
	2 管理不全土地管理人による管理不全土地等の管理に必要な費
	きる。
	から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることがで
(新設)	第二百六十四条の十三 管理不全土地管理人は、管理不全土地等
	(管理不全土地管理人の報酬等)
	許可を得て、辞任することができる。
	2 管理不全土地管理人は、正当な事由があるときは、裁判所の
	土地管理人を解任することができる。
	があるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、管理不全
	て管理不全土地等に著しい損害を与えたことその他重要な事由

2 限る。 る権利 権を除く。 れた建物の所有者又はその共有持分を有する者が有するものに された建物の所有者又はその共有持分を有する者が所有するも とされた建物にある動産 のに限る。 管理不全建物管理命令は、 (賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利 に及ぶ。 及び当該建物を所有するための建物の敷地に関す であって、 当該管理不全建物管理命令の対象とさ (当該管理不全建物管理命令の対象と 当該管理不全建物管理命令の対象 (所有

3 ればならない。 不全建物管理命令において 裁判所は、管理不全建物管理命令をする場合には、 管理不全建物管理人を選任しなけ 当該管理

4 理命令及び管理不全建物管理人について準用する。 第二百六十四条の十から前条までの規定は、 管理不全建物管

(共同抵当における代価の配当)

第三百九十二条 按分する。 につき抵当権を有する場合において、 べきときは、 その各不動産の価額に応じて、 債権者が同一の債権の担保として数個の不動産 同時にその代価を配当す その債権の負担を

(略)

2

(同上)

2

(相続財産の保存)

(共同抵当における代価の配当)

第三百九十二条 按分する。 べきときは、 につき抵当権を有する場合において、 その各不動産の価額に応じて、 債権者が同 一の債権の担保として数個の 同時にその代価を配当す その債権の負担を 不 動 産

一 相続開始の時から十年を経過する前に、相続人が家庭裁判の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 した後にする遺産の分割については、適用しない。ただし、次 (期間経過後の遺産の分割における相続分)	を相続人の共有持分とする。 (共同相続の効力) 各相続人の共有持分とする。 各相続人の共有持分とする。 各相続人の共有持分とする。 各相続人の共有持分とする。	第八百九十七条の二 家庭裁判所が相続財産の管理人を選任した場合について準用する。 「大とき、又は第九百五十二条第一項の規定により相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。ただし、相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。ただし、相続財産の指導人が選任されているときは、この限りでない。 「家庭裁判所が相続財産の管理人の選任その他の相続 家庭裁判所が相続財産の管理人の選任その他の相続 家庭裁判所が相続財産の管理人の選任その他の相続 「おいてよって、いつでも、相続財産の管理人の選任その他の相続 「おいてよって、いつでも、相続財産の管理人の選任その他の相続 「おいてよって、いつでも、相続財産の管理人の選任その他の相続 「おいてよって、いつでも、相続財産の管理人の選任その他の相続 「おいてよって、いつでも、相続財産の管理人の選任その他の相続 「おいてよって、いつでも、相続財産の管理人の選任その他の相続 「おいてよって、いつでも、相続財産の管理人の選任との他の相続 「おいてよって、いつでも、相続財産の管理人の選任との他の相続 「おいてよって、いっでも、相続財産の管理人の選任との他の相続 「おいてよって、いっでも、相続財産の管理人の選任をの他の相続 「おいてよって、いっでも、相続財産の管理人の選任とができる。ただし、相続財産の管理人の選任をの他の相続 「おいてよって、いっでも、相続財産の管理人の選任をの他の相続 「おいてよって、いっでも、相続財産の管理人の選任をの他の相続 「おいてよって、いっでも、相続財産の管理人の選任をの他の相続 「おいてよって、いっでも、相続財産の管理人の選任をの他の相続 「おいてよって、いっでも、相続財産の管理人の選任をの他の相続 「おいてよって、いっでも、相続財産の管理人の選任をの他の相続 「おいてよって、いっでも、相続財産の管理人の選任をの他の相続 「おいてよって、いっでも、相続財産の管理人の選任をの他の相続 「おいてよって、いって、いっでも、相続財産の管理人の選任をの他の相続 「おいてよって、いって、いって、いって、いって、いって、いって、いって、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	え玉戈川斤よ、
新設)	(新設) (共同相続の効力)	(彩記)	ハケゼン

所に遺産の分割の請求をしたとき。

_ 間に、 分割の請求をしたとき。 ら六箇月を経過する前に、 由が相続人にあった場合において、 相続開始の時から始まる十年の期間の満了前六箇月以内の 遺産の分割を請求することができないやむを得ない事 当該相続人が家庭裁判所に遺産 その事由が消滅した時か

(遺産の分割の協議又は審判

第九百七条 遺言で禁じた場合又は同条第二項の規定により分割をしない旨 又は一部の分割をすることができる。 の契約をした場合を除き、 共同相続人は、 次条第一項の規定により被相続人が いつでも、 その協議で、 遺産の全部

2 (略)

(削る)

(遺産の分割の方法の指定及び遺産の分割の禁止)

第九百八条 (略

2 共同相続人は、 五年以内の 期間 を定めて 遺 産 全部又は

部について、 その期間の終期は その分割をしない旨の契約をすることができる。 相続開始の時から十年を超えるこ

(遺産の分割の協議又は審判等)

第九百七条 部の分割をすることができる。 禁じた場合を除き、 共同相続人は、次条の規定により被相続人が遺言で いつでも、 その協議で、 遺産の全部又は

2 同 上

3 所は、 !項本文の場合において特別の事由があるときは 期 間を定めて 遺 産の全部又は 部について その分割 家庭裁判

を禁ずることができる

第九百八条 (同上)

(遺産の分割の方法の指定及び遺産の分割の禁止)

(新設)

22

第九百二十六条 (略) 第(限定承認者による管理)	(削る)	(削る) 2	第九百十八条 (略) 第	(相続人による管理) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ら十年を超えることができない。	ることができる。ただし、その期間の終期は、相続開始の時か	家庭裁判所は、五年以内の期間を定めて前項の期間を更新す(終期は、相続開始の時から十年を超えることができない。	ついて、その分割を禁ずることができる。ただし、その期間の	庭裁判所は、五年以内の期間を定めて、遺産の全部又は一部に	前条第二項本文の場合において特別の事由があるときは、家(ることができない。	る。ただし、その期間の終期は、相続開始の時から十年を超え	前項の契約は、五年以内の期間を定めて更新することができ	とができない。
第九百二十六条 (同上) (限定承認者による管理)	る。 家庭裁判所が相続財産の管理人を選任した場合について準用す 第二十七条から第二十九条までの規定は、前項の規定により でも、相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。	家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、いつ	第九百十八条 (同上)	(相続財産の管理)			(新設)				(新設)			(新設)	

及び第二項の規定は、前項の場合について準用する。2 第六百四十五条、第六百四十六条並びに第六百五十条第一項

2

(相続人が数人ある場合の相続財産の清算人)

続人の中から、相続財産の清算人を選任しなければならない。第九百三十六条 相続人が数人ある場合には、家庭裁判所は、相

- て、相続財産の管理及び債務の弁済に必要な一切の行為をする2.前項の相続財産の清算人は、相続人のために、これに代わっ.2
- 3 とする。 第 続財産の清算人の選任があった後十日以内」と読み替えるもの 清算人について準用する。この場合において、 第九百二十六条から前条までの規定は、 一項中 「限定承認をした後五日以内」とあるのは、 第一 第九百二十七条 項 の相 続財 「その相 産 \mathcal{O}

(相続の放棄をした者による管理)

第九百四十条 までの間 十二条第 に属する財産を現に占有しているときは 自己の 項 \hat{o} 相続の放棄をした者は、 相続財 財 産におけるのと同 産の 清算人に対し その放棄の時に相続財産 一の注意をもって、 て当該財産を引き渡す 相続人又は第九百五 その

財産を保存し

なけ

ればならない。

第二項並びに第九百十八条第二項及び第三項の規定は、前項の第六百四十五条、第六百四十六条、第六百五十条第一項及び

場合について準用する。

(相続人が数人ある場合の相続財産の管理人)

続人の中から、相続財産の管理人を選任しなければならない。第九百三十六条 相続人が数人ある場合には、家庭裁判所は、相

- て、相続財産の管理及び債務の弁済に必要な一切の行為をする前項の相続財産の管理人は、相続人のために、これに代わっ
- 3 とする。 第 管理人について準用する。 続財産の 第九百二十六条から前条までの 項中 管理 限定承認をした後五日以内」とあるのは、 人 0 選 任が あ この場合において、 いった後 規定は、 + 日以内」と読み替えるも 第 第九百二十七条 項 \mathcal{O} 相 続 「その 財 産 相

(相続の放棄をした者による管理)

第九百四十条 となった者が 続しなければならない。 \mathcal{O} 財産におけるのと同 相 相 続の 続 財 産 放棄をした者は、 0) 0 管理を始めることができるまで 注意をもって、 その放棄によって相 その財産 の管理を継 自己

及び第二項の規定は、前項の場合について準用する。2 第六百四十五条、第六百四十六条並びに第六百五十条第一項

(相続財産の清算人の選任)

ならない。
は検察官の請求によって、相続財産の清算人を選任しなければ第九百五十二条 前条の場合には、家庭裁判所は、利害関係人又

の場合において、その期間は、六箇月を下ることができない。間内にその権利を主張すべき旨を公告しなければならない。こ裁判所は、遅滞なく、その旨及び相続人があるならば一定の期2 前項の規定により相続財産の清算人を選任したときは、家庭

(不在者の財産の管理人に関する規定の準用)

産の清算人」という。)について準用する。 第一項の相続財産の清算人 (以下この章において単に「相続財第九百五十三条 第二十七条から第二十九条までの規定は、前条

(相続財産の清算人の報告)

しなければならない。
請求があるときは、その請求をした者に相続財産の状況を報告第九百五十四条 相続財産の清算人は、相続債権者又は受遺者の

第二項並びに第九百十八条第二項及び第三項の規定は、前項の2 第六百四十五条、第六百四十六条、第六百五十条第一項及び

、相続財産の管理人の選任)

場合について準用する。

は検察官の請求によって、相続財産の管理人を選任しなければ第九百五十二条 前条の場合には、家庭裁判所は、利害関係人又

ならない。

2

裁判所は、遅滞なくこれを公告しなければならない。前項の規定により相続財産の管理人を選任したときは、家庭

(不在者の財産の管理人に関する規定の準用)

産の管理人」という。)について準用する。第一項の相続財産の管理人(以下この章において単に「相続財第九百五十三条(第二十七条から第二十九条までの規定は、前条

(相続財産の管理人の報告)

しなければならない。
請求があるときは、その請求をした者に相続財産の状況を報告第九百五十四条 相続財産の管理人は、相続債権者又は受遺者の

2 第九百五十七条 第九百五十六条 2 第 庭裁判所が公告した期間内に満了するものでなければならない は、 箇月以上の期間を定めて、 九百五十一条の法人は、 き旨を公告しなければならない。 相続財産の清算人は、 承認をした時に消滅する。 九百五十五条 して清算に係る計算をしなければならない。 (相続債権者及び受遺者に対する弁済) (相続財産の清算人の代理権の 前項の場合には、 相続財産の清算人がその権限内でした行為の効力を妨げない 略 !続財産法人の不成立) 同項の規定により相続人が権利を主張すべき期間として家 相続財産の清算人の代理権は、 第九百五十二条第二項の公告があったときは、 相続人のあることが明らかになったときは、 相続財 全ての相続債権者及び受遺者に対し、二 成立しなかったものとみなす。ただし その期間内にその請求の申出をすべ 産の清算人は、 消 滅 この場合において、 遅滞なく相続 相続人が相続の その期間 人に対 第 2 第九百五十六条 2 第九百五十七条 第 対し、 九百五十五条 ことができない 財 以内に相続人のあることが明らかにならなかったときは 九百五十一条の法人は、 ればならない。 承認をした時に消滅する。 して管理の計算をしなければならない。 (相続財 産の管理人は (相続債権者及び受遺者に対する弁済) 前項の場合には 相 相続財産の管理人がその 同 続財産の管 上 一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなけ 産法人の不成立) 理人の代理権の消滅 第九百五十二条第二項 相続財産の管理人の代理 相続人のあることが明らかになったときは、 の場合におい 遅滞なく 相続財 成立しなかったものとみなす。 産の管理人は、 権限内でし すべての相続債権者及び受遺者に て、 その期間 の公告があった後 た行為の効力を妨げな

一箇月 相

続

遅滞なく相

続

人に

は

一箇月を下る

権は、

相 続

人が

相

続

ただし

第

2 第九百五十八条の二 第九百五十八条 (削る) 以内にしなければならない。 算人に知れなかった相続債権者及び受遺者は、 の権利を主張する者がないときは、 することができない。 (特別縁故者に対する相続財産の分与) (権利を主張する者がない場合) 前項の請求は、第九百五十二条第二項の期間の満了後三箇月 第九百五十二条第二項の期間内に相続人として (略) 相続人並びに相続財産の清 その権利を行使 2 第九百五十八条の二 第九百五十八条の三 第九百五十八条 きない。 かった相続債権者及び受遺者は、 する者がないときは、 しなければならない。 合において にその権利を主張すべき旨を公告しなければならない。 又は検察官の請求によって、 ことが明らかでないときは (特別縁故者に対する相続財産の分与) (相続人の捜索の公告) (権利を主張する者がない場合) 前項の請求は、第九百五十八条の期間の満了後三箇月以内に その期間は、 前条第一 前条の期間内に相続人としての権利を主張 (同上) 相続人並びに相続財産の管理人に知れな 項の期間の満了後 六箇月を下ることができない。 相続人があるならば一定の期間内 家庭裁判所は その権利を行使することがで 相続財産の管理人 なお相続人のある この場

二 不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)(第二条関係)	
改正後	改正前
目欠	目欠
第四章 (略)	第四章 (同上)
第一節・第二節 (略)	第一節・第二節 (同上)
第三節 (略)	第三節 (同上)
第一款 (略)	第一款 (同上)
第二款 所有権に関する登記 (第七十三条の二―第七十七	第二款 所有権に関する登記 (第七十四条—第七十七条)
条)	
第三款~第八款 (略)	第三款~第八款 (同上)
(登記することができる権利等)	(登記することができる権利等)
第三条 (略)	第三条 (同上)
一~九 (略)	一~九 (同上)
十 採石権(採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)に規	十 採石権(採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)に規
定する採石権をいう。第五十条、第七十条第二項及び第八十	定する採石権をいう。第五十条及び第八十二条において同じ
二条において同じ。)	°)
(当事者の申請又は嘱託による登記)	(当事者の申請又は嘱託による登記)
第十六条(略)	第十六条 (同上)

2 九十七条、 に第百十八条第二 十二条まで、 七十八条から第八十六条まで、 項、 条、 ら 第五十一条第五項及び第六項、 (この条、 庁又は公署の嘱託 第百八条、 第六号まで及び第八号、 第五十八条第一項及び第四項、 第三十五条、 第二条第十四号、 第七十六条から第七十六条の 第七十三条第 第九十八条第二 第二十七条、 第九十四条、 第百十二条、 第四十一条、 二項、 一項第二号から第四号まで、 による登記の手続について準用する。 第五条、 第五項及び第六項を除く。 第一 項、 第百十四条から第百十七条まで並び 第九十五条第一項、 第六十六条、 一十八条、 第四十三条から第四十六条まで、 第六条第三項、 第百 第八十八条、 第五十三条第二項、 四まで、 第五十九条第一号、 条、 第三十二条、 第六十七条、 第百二条、 第七十六条の六、 第九十条から第九 第十条及びこの章 第九十六条、 第二項及び第三 の規定は、 第五十六条 第三十四 第百六条 第七十一 第三号か 第 第 2

(申請の却下)

第二十五条 (略)

一~六 (略)

七 条の五、 十五条第一 申請情報の内容である登記義務者 一項にお 第七十七条、 二項において準用する場合を含む。 て準用する場合を含む。)、第九十三条 第八十 九条第 (第六十五条、 項 (同条第))及び第九十五 項 第七十六 (第九 (第

> 条、 除 第百十七条まで並びに第百十八条第二項、 第百二条、 項、 項、 ら第六号まで及び第八号、 第五十一条第五項及び第六項、 (この条、 第九十条から第九十二条まで、 第五十八条第一項及び第四項、 て準用する。 第三十五条、 第二条第十四号、 第七十三条第一項第二号から第四号まで、 第九十六条、 第七十六条、 の規定は、 第百六条、 第二十七条、 第四十一条、 第九十七条、 第七十八条から第八十六条まで、 第五条、 官庁又は公署の嘱託による登記の手続につ 第百八条、 第二十八条、 第六十六条、 第四十三条から第四十六条まで、 第六条第三項、 第九十八条第二項、 第五十三条第二項、 第九十四条、 第五十九条第一号、 第百十二条、 第三十二条、 第六十七条、 第五項及び第六項 第十条及びこの 第二項及び第三 第九十五条第 第百十四条から 第八十八条 第五十六条 第三十四 第百一条 第三号 第七十一

(申請の却下)

第二十五条 (同上)

一 今 六 (同上)

七 条、 準 いて準用する場合を含む。 申請情報の内容である登記義務者 用する場合を含む。)、 第八十九条第一 項 (同条第二項 第九十三条 及び第九十五条第二項 (第九十五条第二 (第六十五条、 (第九十五条第二 第七 に お 項 項 E + E お

又は住所が登記記録と合致しないとき。 条前段の場合にあっては、 九十五条第二項において準用する場合を含む。 登記名義人) 0) 氏名若しくは名称 又は第百

八~十三 (略)

権利に関する登記 の登記事

項

第五十. 九条 権利に関する登記の登記事項は、 次のとおりとする

~ 五.

て同じ。 家庭裁判所が遺産である共有物若しくは所有権以外の いて分割を禁止した場合における共有物若しくは所有権以外 ŋ を 場合を含む。) 六条第一項ただし書 権について民法 についてした分割を禁止する審判をいう。 被相続人が遺言で共有物若しくは所有権以外の 財 しない旨の契約をした場合若しくは同条第 共有物分割禁止の定め 産権の分割を禁止する定め又は同条第四項)があるときは、 若しくは第九百八条第二 (明治二十九年法律第八十九号) (同法第二百六十四条において準用する (共有物若しくは所有権以外の その定め |項の規定により分割 第六十五条に 一項の規定によ の規定により 第二百五十 財産権につ 財 産 財 お 権 産

+ っては、 おいて準用する場合を含む。 登記名義人) の氏名若しくは名称又は住所が登記記 又は第百十条前段 \mathcal{O} 場 合に

あ

八~十三 録と合致しないとき。 (同上)

、権利に関する登記の登記事項、

第五十九条 権利に関する登記の登記事項は、 次のとおりとする

一 <u>~</u> 五.

(同上)

六 があるときは、 た分割を禁止する審判をいう。 が遺産である共有物若しくは所有権以外の財産権についてし する定め又は同法第九百七条第三項の 合における共有物若しくは所有権以外の財産権の 有物若しくは所有権以外の財産権について分割を禁止した場 場合を含む。) 六条第一項ただし書 権について民法 合若しくは同法第九百八条の規定により被相続人が遺言で共 共有物分割禁止の定め(共有物若しくは所有権以外の その定め の規定により分割をしない旨の契約をした場 (明治二十九年法律第八十九号) (同法第二百六十四条において準用する 第六十五条に 規定により家庭 おい 分割を て同じ。 第二百五十 裁判 禁止 財 所 産

七・八

略

3 遺贈(相続人に対する遺贈に限る。)により 登記は、第六十条の規定にかかわらず、登記請することができる。	第六十三条(略)(判決による登記等)
遺贈(相続人に対する遺贈に限る。)によ 登記は、第六十条の規定にかかわらず、登記 (買戻しの特約に関する登記の抹消) (買戻しの特約に関する登記の抹消) (開戻しの特約に関する登記の抹消) (除権決定による登記の抹消等) (除権決定による登記の抹消等) (除権決定による登記の抹消等) (除権決定による登記の抹消等) (除権決定による登記の抹消等) (除権決定による登記の抹消等) でをすることができる。 を記された存続期間又は買戻しの特約に関する登記が 権に関する登記又は買戻しの特約に関する登記が 権に関する登記又は買戻しの特約に関する登記が 権に関する登記又は買戻しの特約に関する登記が を記された存続期間又は買戻しの期間が満了	(略)
登記された存続期間又は買戻しの期間が満了登記された存続期間又は買戻しの特約に関する登記が活出できる。	、第六十条の見定こかかわらず、(相続人に対する遺贈に限る。)
(買戻しの特約に関する登記の抹消) (開戻しの特約に関する登記の抹消) (除権決定による登記の抹消等) (除権決定による登記の抹消等) (除権決定による登記の抹消等) (除権決定による登記の抹消等) (除権決定による登記の抹消等) (除権決定による登記の抹消等) (除権決定による登記の抹消等) (除権決定による登記の抹消等) (除権決定による登記の抹消等) (除権決定による登記の抹消等) (除権決定による登記の抹消等) (除権決定による登記の抹消等) (別見しの特約に関する登記が 大十条、登記権利者は、共同して登記の抹消 でをすることができる。 を記された存続期間又は買戻しの期間が満了 登記された存続期間又は買戻しの期間が満了	また十条の規定にかかれらす また十条の規定にかかれらす
登記された存続期間又は買戻しの期間が満了登記された存続期間又は買戻しの期間が満了を申請することができる。 (除権決定による登記の抹消等) (除権決定による登記の抹消等) (除権決定による登記の抹消を申請することができないときは、非訟事十三年法律第五十一号)第九十九条に規定すてをすることができる。 前項の登記が地上権、永小作権、質権、賃 前項の登記が地上権、永小作権、質権、賃 管記された存続期間又は買戻しの期間が満了	六十九条の二 買戻しの特約に関する登記がされている場合に(買戻しの特約に関する登記の抹消)
登記された存続期間又は買戻しの期間が満了 を申請することができないときは、非訟事 が原在が知れないためその者と共同して権利 の所在が知れないためその者と共同して権利 でをすることができないときは、非訟事 一年法律第五十一号)第九十九条に規定す でをすることができる。 を記述ができる。 を記述ができる。	わ `
登記された存続期間又は買戻しの期間が満了の所在が知れないためその者と共同して権利の所在が知れないためその者と共同して権利でをすることができないときは、非訟事でをすることができる。 「領の登記が地上権、永小作権、質権、賃権に関する登記又は買戻しの特約に関する登記の抹消等)	ることができる。
登記された存続期間又は買戻しの期間が満了の所在が知れないためその者と共同して権利の所在が知れないためその者と共同して権利でをすることができる。 前項の登記が地上権、永小作権、質権、賃 前項の登記が地上権、永小作権、質権、賃 に関する登記又は買戻しの特約に関する登記の抹消 と十条 登記権利者は、共同して登記の抹消	(除権決定による登記の抹消等)
	登記権利者は、共同して登記
	の所在が知れないためその者と共同して権利に関する登記の抹
	消を申請することができないときは、非訟事件手続法(平成二
	十三年法律第五十一号)第九十九条に規定する公示催告の申立
	てをすることができる。
登記された存続期間又は買戻しの期間が満了してい権に関する登記又は買戻しの特約に関する登記であ	永小作権、
	登記された存続期間又は買戻しの期間が満了している場合にお権に関する登記又は買戻しの特約に関する登記であり、かつ、

第二款 (同上)	(所有権の登記の登記事項) 第二款 所有権に関する登記
	消を申請することができる。 消を申請することができる。 たときは、第六十条の規定にかかわらず、単独で当該登記の抹
	過し、かつ、その法人の解散の日から三十年を経
	することができない場合において、被担保債権の弁済期から三
	共同して先取特権、質権又は抵当権に関する登記の抹消を申請
	てもなおその法人の清算人の所在が判明しないためその法人と
	き法人が解散し、前条第二項に規定する方法により調査を行っ
(新設)	第七十条の二 登記権利者は、共同して登記の抹消の申請をすべ
	(解散した法人の担保権に関する登記の抹消)
; [[]	2 (田)
	1 (各)
できる。	とができる。
当該登記権利者は、単独で前項の登記の抹消を申請することが	、当該登記権利者は、単独で第一項の登記の抹消を申請するこ
する除権決定があったときは、第六十条の規定にかかわらず、	定する除権決定があったときは、第六十条の規定にかかわらず
2 前項の場合において、非訟事件手続法第百六条第一項に規定	3 前二項の場合において、非訟事件手続法第百六条第一項に規
	れないものとみなして、同項の規定を適用する。
	申請をすべき者の所在が判明しないときは、その者の所在が知
	で定める方法により調査を行ってもなお共同して登記の抹消の
	いて、相当の調査が行われたと認められるものとして法務省令

より所有権を取得した者も、同様とする。
人
たことを知った日から三年以内に、所有権の移転の登記を申請
に相続の開始があったことを知り、かつ、当該所有権を取得し
たときは、当該相続により所有権を取得した者は、自己のため
第七十六条の二 所有権の登記名義人について相続の開始があっ
(相続等による所有権の移転の登記の申請)
は、法務省令で定める。
2 前項各号に掲げる登記事項についての登記に関し必要な事項
もの
の国内における連絡先に関する事項として法務省令で定める
国内における連絡先となる者の氏名又は名称及び住所その他
二 所有権の登記名義人が国内に住所を有しないときは、その
要な事項として法務省令で定めるもの
等番号をいう。)その他の特定の法人を識別するために必
の法令において準用する場合を含む。)に規定する会社法人
(商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第七条(他
一 所有権の登記名義人が法人であるときは、会社法人等番号
掲げるもののほか、次のとおりとする。
第七十三条の二 所有権の登記の登記事項は、第五十九条各号に

(新設)

(新設)

2

前項前段の規定による登記(民法第九百条及び第九百一条の

四項において同じ。 規定により算定した相続分に応じてされたものに限る。 登記を申請しなければならない。 た者は、 当該遺産の分割によって当該相続分を超えて所有権を取得し 当該遺産の分割の日から三年以内に がされた後に遺産の分割があったときは 所有権の移転の 次条第

3 当該各項の規定による登記がされた場合には、 前二項の規定は、 代位者その他の者の申請又は嘱託により、 適用しない。

(相続人である旨の申出等)

第七十六条の三 び自らが当該所有権の登記名義人の相続人である旨を申し出る 記官に対し 申請する義務を負う者は、 ことができる。 所有権の登記名義人について相続が開始した旨及 前条第 項の規定により所有権の移転の登記を 法務省令で定めるところにより、 登

記を申請する義務を履行したものとみなす。 れた遺産の分割によるものを除く。 前条第一 同条第一項に規定する所有権の取得 項に規定する期間内に前項の規定による申出をした に係る所有権の移転の (当該申出の前にさ

2

者は、

3 令で定める

事項を所有権の

登記に付記することができる。 その旨並びに当該申出をした者の氏名及び住所その他法務省 登記官は 第 項の規定による申出があったときは、 職権で

4 第 項の規定による申出をした者は その後の遺産の分割に

(新 設)	所についての変更の登記を申請しなければならない。 (所有権の登記名義人の氏名等の変更の登記の申請) (所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住者の変更があったときは、当該所有権の登記名義人は、所について変更があったときは、当該所有権の登記名義人は、所についての変更の登記を申請しなければならない。
(新 設)	に関し必要な事項は、法務省令で定める。 に関し必要な事項は、法務省令で定める場合には、法務省令で定めるべき場合として法務省令で定める場合には、法務省令で定めるべき場合として法務省令で定めるが権利能力を有しないこととなったと認めるべき場合として法務省令で定める場合には、法務省令で定めるところにより、職権で、当該所有権の登記名義人についての符号の表示)
	6 第一項の規定による単出の手続及び第三項の規定による登記 移転の登記を申請しなければならない。 移転の登記を申請しなければならない。 項の規定による登記がされた場合には、適用しない。 所有権の項別定による登記がされた場合には、適用しない。 項の規定による登記がされた場合には、適用しない。 項の規定による登記がされた場合には、適用しない。 項の規定による登記がされた場合には、適用しない。 項の規定による登記がされた場合には、適用しない。

(職権による氏名等の変更の登記)

(新設)

るときは、その申出があるときに限る。 名称又は住所について変更があったと認めるべき場合として法権で、氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記をする。ただし、当該所有権の登記名義人が自然人であ、職者令で定める場合には、法務省令で定めるところにより、職者という。

(登記事項証明書の交付等)

2~5 (略) 第百十九条 (略)

に記録されている者(自然人であるものに限る。)の住所が明6 登記官は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、登記記録

らかにされることにより、

人の生命若しくは身体に危害を及ぼ

を及ぼすおそれがあるものとして法務省令で定める場合においすおそれがある場合又はこれに準ずる程度に心身に有害な影響

その者からの申出があったときは、

法務省令で定めるとこ

わるものとして法務省令で定める事項を記載しなければならなろにより、第一項及び第二項に規定する各書面に当該住所に代

(所有不動産記録証明書の交付等)

(登記事項証明書の交付等)

2~5 (同上) 第百十九条 (同上)

(新設)

3 2 第百二十条 4 3 2 第百十九条の二 きる。 準用する。 数料について準用する。 に対し ことができる。 して、 所有不動産記録証明書」という。 ないときは、 録に記録されている事項のうち法務省令で定めるもの めるものを含む。 らが所有権の登記名義人(これに準ずる者として法務省令で定 (登記簿の附属書類の写しの交付等) (地図の写しの交付等) 前二項の交付の請求は、 前条第三項及び第四項の規定は 相続人その他の 第百十九条第三項から第五項までの規定は、 (略) 被承継人に係る所有不動産記録証明書の交付を請求する 法務省令で定めるところにより、 (略) その旨)を証明した書面 何人も、 として記録されている不動産に係る登記記 般承継人は 登記官に対し、 法務大臣の指定する登記所の登記官)の交付を請求することがで 登記官に対し 所有不動産記録証明書の手 (以下この条において 手数料を納付して、 することができる。 地図等について 手数料を納付 (記録が 自 3 第百二十条 2 (新設) る。 (登記簿の附属書類の写しの交付等) (地図の写しの交付等) 前条第三項から第五項までの規定は、 (同上) (同上) 地図等について準用す

第百二十一条 (略)

いて同じ。)の閲覧を請求することができる。の内容を法務省令で定める方法により表示したもの。次項にお類のうち前項の図面(電磁的記録にあっては、記録された情報2 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記簿の附属書

で定めるところにより、手数料を納付して、登記簿の附属書類3 何人も、正当な理由があるときは、登記官に対し、法務省令

おいて同じ。)の全部又は一部(その正当な理由があると認め報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの。次項に(第一項の図面を除き、電磁的記録にあっては、記録された情

を申請人とする登記記録に係る登記簿の附属書類の閲覧を請求し、法務省令で定めるところにより、手数料を納付して、自己4 前項の規定にかかわらず、登記を申請した者は、登記官に対

られる部分に限る。

の閲覧を請求することができる。

(新設)

5 (略)

することができる

(法務省令への委任)

五十四条及び第百五十五条において「登記簿等」という。)の物所在図及び地図に準ずる図面並びに登記簿の附属書類(第百第百二十二条 この法律に定めるもののほか、登記簿、地図、建

第百二十一条 (同上)

2

害関係を有する部分に限る。
「何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記簿の附属書での人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記簿の附属書

(新設)

3 (同上)

(法務省令への委任)

五十三条及び第百五十五条において「登記簿等」という。)の物所在図及び地図に準ずる図面並びに登記簿の附属書類(第百第百二十二条 この法律に定めるもののほか、登記簿、地図、建

公開に関し必要な事項は、法務省令で定める。

(筆界特定の申請)

2~4 (略)

第百三十

条

略

5 は 報 な 場合において、 あ て とあるのは るの 事項として政令で定める情報 請 第十八条の規定は、 「筆界特定申請情報」という。 一法務局又は地方法務局」 (第二号、 人の氏名又は名称、 は 「筆界特定申請情報」 第百三十二条第 第百三十 同条中 筆界特定の申請について準用する。 「不動産を識別するために必要な事 登記の 条第三項各号に掲げる事項に係る情 と、 と読み替えるものとする。 項第四号及び第百五十条におい 目的その (以 下) _ と、 同条第二号中 「申請情報」という。 他の 「登記所」とあるの 登記の申請に必要 「申請情報」 この 項 ط 5

(筆界特定書等の写しの交付等)

第百四十九条 さ は 特定手続記録のうち筆界特定書又は政令で定める図面の という。 れているときは、 交付を請求することができる。 部 (以下この条及び第百五十四条におい の写し 何人も、 当 (筆界特定書等が 「該記録された情報の 登記官に対し、 ?電磁 手数料を納付して、 内容を証明し 的 記録をもって作成 . て 「筆界特定書等 た書面 全部又 筆界

公開に関し必要な事項は、法務省令で定める。

(筆界特定の申請)

第百三十一条 (同上)

2~4 (同上)

あ は て 報 な事項として政令で定める情報 申請人の氏名又は名称、 場合において、 とあるのは るのは 第十八条の規定は、 「筆界特定申請情報」という。 「法務局又は地方法務局」 (第二号、 「筆界特定申請情報」 第百三十二条第一項第四号及び第百五十条におい 「第百三十一条第二項各号に掲げる事 同条中 筆界特定の申請について準用する。 「不動産を識別するために必要な事 登記の目的その と と読み替えるものとする。 (以 下) 」 と、 同条第二号中 「申請情報」 他の 「登記所」とあ 登記の 「申請情報」 という。 項に係る情 申 請に必 この る 項 لح 0 要

(筆界特定書等の写しの交付等)

第百四十九条 」という。 されているときは、 は 特定手続記録のうち筆界特定書又は政令で定める図面の の交付を請求することができる。 部 (以下この条及び第百五十三条におい の写 何人も、 当 (筆界特定書等が電磁的 「該記録された情報の 登記官に対し、 手数料を納付して、 内 7 容を証明 記 録 「筆界特定書等 をも 0 た書面 全 部又 筆 作 成 界

(削る)	第百五十四条(略)(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)	第百五十三条(略)(行政手続法の適用除外)	2 (略) 第百五十二条 (略) (登記識別情報の安全確保)	第百五十一条 登記官は、職権による登記をし、又は第十四条第第百五十一条 登記官は、職権による登記をし、又は第十四条第方五十一条 登記官は、職権による登記をし、又は第十四条第ることができる。	
第百五十四条 削除	第百五十三条(同上)(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)	第百五十二条(同上)(行政手続法の適用除外)	2 (同上) 第百五十一条 (同上) (登記識別情報の安全確保)	(新設)	2 · 3 (同上)

(秘密を漏らした罪)

役又は百万円以下の罰金に処する。報の作成又は管理に関する秘密を漏らした者は、二年以下の懲第百五十九条 第百五十二条第二項の規定に違反して登記識別情

(虚偽の登記名義人確認情報を提供した罪)

は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
おいて、虚偽の情報を提供したときは、当該違反行為をした者準用する場合を含む。)の規定による情報の提供をする場合に第百六十条(第二十三条第四項第一号(第十六条第二項において

(検査の妨害等の罪)

| | 反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 | 宛百六十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違

- げ、又は忌避したとき。を含む。次号において同じ。)の規定による検査を拒み、妨一 第二十九条第二項(第十六条第二項において準用する場合
- 録された事項を法務省令で定める方法により表示したものをの提示をせず、若しくは虚偽の文書若しくは電磁的記録に記記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの一 第二十九条第二項の規定による文書若しくは電磁的記録に

(秘密を漏らした罪)

役又は百万円以下の罰金に処する。報の作成又は管理に関する秘密を漏らした者は、二年以下の懲第百五十九条 第百五十一条第二項の規定に違反して登記識別情

(虚偽の登記名義人確認情報を提供した罪)

万円以下の罰金に処する。

本川する場合を含む。)の規定による情報の提供をする場合に第百六十条(第二十三条第四項第一号(第十六条第二項において

(検査の妨害等の罪)

下の罰金に処する。第百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以

- げ、又は忌避した者 の規定による検査を拒み、妨を含む。次号において同じ。)の規定による検査を拒み、妨一 第二十九条第二項(第十六条第二項において準用する場合
- 録された事項を法務省令で定める方法により表示し \mathcal{O} 記録された事項を法務省令で定める方法により ,提示をせず、 第二十九条第二項の規定による文書若しくは電 若しくは虚偽の文書若しくは 電 磁的 表 示 磁 たものを 記 L 的 たも 録 記 に 録 記 \mathcal{O}

したとき。 提示し、又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を

による立入りを拒み、又は妨げたとき。 第百三十七条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定

(過料)

第百六十四条 第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第百六十四条 第三十六条の三第四項の規定による申請をすべき義務用する場合を含む。)、第四十九条第一項、第五十七条、第五十八条第六項若しくは第七項、第七十六条の二第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第四項の規定による申請をすべき義務二項又は第七十六条の三第四項の規定による申請をすべき義務二項又は第七十六条の三第四項の規定による申請をすべき義務二項又は第七十六条の三第四項の規定による申請をすべき義務二項とは第二項、第四十二条、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第一項以下の過料に処する。

2 第七十六条の五の規定による申請をすべき義務がある者が正

料に処する。当な理由がないのにその申請を怠ったときは、五万円以下の過

を

による立入りを拒み、又は妨げた者三 第百三十七条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定

(過料)

第百六十四条 第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十二条、第四十七条第一項がら第四項まで、第五十七条又は第五四項、第五十一条第一項から第四項まで、第五十七条又は第五四項、第五十一条第一項から第四項まで、第五十七条又は第五の項、第三十一条第一項がある者がその申請を怠ったときは、十万円以下の過料に処するある者がその申請を怠ったときは、十万円以下の過料に処するある者がその申請を怠ったときは、十万円以下の過料に処する。

(新設)

(共有物の管理に係る決定) 「共有物の管理に係る決定) 「共有物の管理に係る決定) 「共有物の管理に係る決定) 「共有物の管理に係る決定) 「共有物の管理に係る決定) 「共有物の管理に係る決定) 「大十四条において単に「共有物」という。)の所在 地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。 及び第二百五十二条の二第二項(これらの規定を同法第二百 地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。 「大十四条において準用する場合を含む。)の規定による裁判 で、当該裁判に係る共有 で、当該裁判に係る共有 で、当該裁判に係る共有	第一章 共有に関する事件	第三章 供託等に関する事件(第九十三条—第九十八条) 第二章 土地等の管理に関する事件(第九十条—第九十二条 第二章 土地等の管理に関する事件(第九十条—第九十二条	改 正 後	三 非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)(第三条関係)
第八十五条から第九十一条まで削除	第一章 削除	八条 八条	改正前	

- による裁判おいて準用する場合を含む。第三項において同じ。)の規定による表別で進用する場合を含む。第三項において同じ。)の規定による裁判を表別に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象
- てはならない。
 ができない。この場合において、同号の期間は、一箇月を下っ
 ができない。この場合において、同号の期間は、一箇月を下っ
 告し、かつ、第二号の期間が経過した後でなければ、すること
 前項第一号の裁判については、裁判所が次に掲げる事項を公
- と。 当該共有物について前項第一号の裁判の申立てがあったこ
- 旨の届出をすべきこと。 他の共有者又は同法第二百五十二条の二第二項 有者をいう。 六十四条において準用する場合を含む。 第二百六十四条において準用する場合を含む。 る当該他の共有者、 法第二百六十四条において準用する場合を含む。 ときは、当該他の共有者等(民法第二百五十一条第二項 裁判所が前項第一号の裁判をすることについて異議がある 第六項において同じ。 同法第二百五十二条第二項第一号 は 一定の期間内にその に規定する当該共 (同法第二百 に規定する に規定す (同法 (同

3

当該他の共有者

(民法第二百五十二条第二項第二号に規定する

ことができない。この場合において、同号の期間は、一箇月をに通知し、かつ、第二号の期間が経過した後でなければ、する当該他の共有者をいう。以下この項及び次項において同じ。)

こと。 当該共有物について第一項第二号の裁判の申立てがあった

下ってはならない

こと。理に関する事項を決することについて賛否を明らかにすべき当該他の共有者は裁判所に対し一定の期間内に共有物の管

5 第一項各号の裁判は、確定しなければその効力を生じない。

要しない。 要しない。 第一項第一号の裁判は、当該他の共有者等に告知することを

(共有物分割の証書の保存者の指定)

第八十六条 民法第二百六十二条第三項の規定による証書の保存

判所の管轄に属する。者の指定の事件は、共有物の分割がされた地を管轄する地方裁

- の全員が等しい割合で負担する。 裁判所が前項の裁判をする場合における手続費用は、分割者
- 4 第二項の裁判に対しては、不服を申し立てることができない

(所在等不明共有者の持分の取得)

所の管轄に属する。

「所の管轄に属する。

「所の管轄に属する。

「所の管轄に属する。

「所の管轄に属する。

「所の管轄に属する。

「所の管轄に属する。

「所の管轄に属する。

「所の管轄に属する。

「所の管轄に属する。

「の持分の取得の裁判をいう。以下この条において同じ。)に係

「の持分の取得の裁判をいう。以下この条において準用する場合を含む

「の持分の取得の裁判(民法第二百第八十七条

- てはならない。

 てはならない。

 ではならない。

 ではならない。
- 所在等不明共有者(民法第二百六十二条の二第一項に規定

てがあったこと。の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立する所在等不明共有者をいう。以下この条において同じ。)

内にその旨の届出をすべきこと。
について異議があるときは、所在等不明共有者は一定の期間について異議があるときは、所在等不明共有者は一定の期間について異議があるときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすること

得の裁判がされること。四 前二号の届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取

期間内にその申立てをすべきこと。
不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをするときは一定の在等不明共有者の持分について申立人以外の共有者が所在等

所又は事務所に宛てて発すれば足りる。 登記簿上その氏名又は名称が判明している共有者に対し、同項登記簿上その氏名又は名称が判明している共有者に対し、同項。 が関係した。)の規定により公告した事項を通知しな

た後にされたときは、当該届出を却下しなければならない。 4 裁判所は、第二項第三号の異議の届出が同号の期間を経過し

- し、かつ、その旨を届け出るべきことを命じなければならないに、裁判所が定める額の金銭を裁判所の指定する供託所に供託に、裁判所は、所在等不明共有者のため、申立人に対して、一定の期間内に、所在等不明共有者のため、の取得の裁判をするには、
- 同項の規定により供託すべき金銭の額を変更しなければならなの規定による決定で定めた額を不当と認めるに至ったときは、の規定による決定で定めた額を不当と認めるに至ったときは、同項の規定による決定をした後所在等不明共有者
- できる。
 7 前二項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることが
- の効力を生じない。 所在等不明共有者の持分の取得の裁判は、確定しなければそ
- が同項第五号の期間が経過した後に所在等不明共有者の持分の所あった所在等不明共有者の持分について申立人以外の共有者所が第二項の規定による公告をした場合において、その申立て所が第二項の規定による公告をした場合において、その申立て

を却下しなければならない。の共有者による所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをしたときは、裁判所は、当該申立人以外取得の裁判の申立てをしたときは、裁判所は、当該申立人以外

(所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与)

項までの規定は、前項の事件について準用する。 前条第二項第一号、第二号及び第四号並びに第五項から第十

裁判所において伸長することができる。裁判所において伸長することができる。裁判所において伸長することができる。裁判において伸長することができる。裁判所において伸長することができる。裁判所において伸長することができる。裁判所において伸長することができる。裁判所において伸長することができる。

(検察官の不関与)

第八十九条 第四十条の規定は、この章の規定による非訟事件の

手続には、 適用しない。

第二章 土地等の管理に関する事件

(所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令)

第九十条 管轄に属する。 判を求める事項に係る不動産の所在地を管轄する地方裁判所の 民法第二編第三章第四節の規定による非訟事件は、 裁

2 合において、 六十四条の二第一項に規定する所有者不明土地管理命令をいう 経過した後でなければ、 以下この条において同じ。 裁判所は、次に掲げる事項を公告し、 所有者不明土地管理命令の申立てがその対象となるべき土 同号の期間は、 所有者不明土地管理命令)をすることができない。 箇月を下ってはならない。 かつ、 第二号の期間 (民法第二百 この場 が

と。 きは、 有持分を有する者は一定の期間内にその旨の届出をすべきこ 所有者不明土地管理命令をすることについて異議があると 所有者不明土地管理命令の対象となるべき土地又は共

地又は共有持分についてあったこと。

三 ること。 前号の届出がないときは 所有者不明土地管理命令がされ

3 民法第二百六十四条の三第二項又は第二百六十四条の六第二

(新設)

明しなければならない。項の許可の申立てをする場合には、その許可を求める理由を疎

- 4 裁判所は、民法第二百六十四条の六第一項の規定による解任の裁判又は同法第二百六十四条の二第四項に規定する所有者不明土地管理人(同法第二百六十四条の二第四項に規定する所有者不明土地 大地管理人をいう。以下この条において同じ。)の陳述を聴か 大地管理人をいう。以下この条において同じ。)の陳述を聴か なければならない。
- 5 次に掲げる裁判には、理由を付さなければならない。
- 一 所有者不明土地管理命令の申立てを却下する裁判
- 二 民法第二百六十四条の六第一項の規定による解任の申立て二項の許可の申立てを却下する裁判 民法第二百六十四条の三第二項又は第二百六十四条の六第
- 土地又は共有持分について、所有者不明土地管理命令の登記を、職権で、遅滞なく、所有者不明土地管理命令の対象とされた。所有者不明土地管理命令があった場合には、裁判所書記官はについての裁判
- 登記の抹消を嘱託しなければならない。 判所書記官は、職権で、遅滞なく、所有者不明土地管理命令の7 所有者不明土地管理命令を取り消す裁判があったときは、裁

嘱託しなければならない。

8 所有者不明土地管理人は、所有者不明土地管理命令の対象と

告しなければならない。 っては、 定めるところにより、 ができる。この場合において、 該金銭を所有者不明土地管理命令の対象とされた土地 分を対象として所有者不明土地管理命令が発せられた場合にあ 及ぶ動産の管理、 された土地又は共有持分及び所有者不明土地管理命令の効力が その土地の所有者又はその共有持分を有する者のために、 共有物である土地) 処分その他の事由により金銭が生じたときは その旨その他法務省令で定める事項を公 の所在地の供託所に供託すること 供託をしたときは、 法務省令で (共有持 当

- 10 裁判所は、管理すべき財産がなくなったとき(管理すべき財産の全部が供託されたときを含む。)その他財産の管理を継続産の全部が供託されたときを含む。)その他財産の管理を継続
- 有者 者 が自己に帰属することを証明したときは、 る所有者不明土地等をいう。 の申立てにより 所有者不明土地等 (その共有持分を有する者を含む。 が所有者不明土地等の所有権 所有者不明土地管理命令を取り消さなけれ (民法第二百六十四条の三第 以下この条において同じ。 (その共有持分を含む。 以下この条において同 裁判所は、 一項に規定す 当該所有 の所

11

ことが証明された財産を引き渡さなければならない り消されたときは、 ばならない。この場合において、 その事務の経過及び結果を報告し、 所有者不明土地管理人は、当該所有者に対 所有者不明土地管理命令が取 当該所有者に帰属する

12 土地等の所有者に告知することを要しない。 所有者不明土地管理命令及びその変更の裁判は、 所有者不明

13 有者不明土地等の所有者及びその所在が判明している場合に限 所有者不明土地管理命令の取消しの裁判は、 その所有者に告知すれば足りる。 事件の記録上所

14 次の各号に掲げる裁判に対しては、 当該各号に定める者に限

所有者不明土地管理命令 即時抗告をすることができる。 利害関係人

ŋ

民法第二百六十四条の六第一項の規定による解任の裁判

の額を定める裁判 民法第二百六十四条の七第一項の規定による費用又は報酬 所有者不明土地管理人

三

利害関係人

兀 判 第九項から第十一項までの規定による変更又は取消しの裁 利害関係人

15 次に掲げる裁判に対しては、 不服を申し立てることができな

地管理人の選任の裁判 民法第二百六十四条の二第四項の規定による所有者不明土

- る所有者不明建物管理人について準用する。 項に規定する所有者不明建物管理命令及び同条第四項に規定する。 第二項から前項までの規定は、民法第二百六十四条の八第一

(管理不全土地管理命令及び管理不全建物管理命令)

の管轄に属する。 裁判を求める事項に係る不動産の所在地を管轄する地方裁判所第九十一条 民法第二編第三章第五節の規定による非訟事件は、

- があるときは、この限りでない。
 とにより当該裁判の申立ての目的を達することができない事情
 掲げる裁判をする場合において、その陳述を聴く手続を経るこ
 に定める者の陳述を聴かなければならない。ただし、第一号に
 第一号に
- 有者 | 管理不全土地管理命令の対象となるべき土地の所同じ。) | 管理不全土地管理命令をいう。以下この条において規定する管理不全土地管理命令をいう。以下この条において

- 地管理命令の対象とされた土地の所有者 民法第二百六十四条の十第二項の許可の裁判 管理不全土
- 一定する管理不全土地管理人をいう。以下この条において同じ定する管理不全土地管理人(同法第二百六十四条の九第三項に規管理不全土地管理人(同法第二百六十四条の九第三項に規三 民法第二百六十四条の十二第一項の規定による解任の裁判
- 定める裁判 管理不全土地管理人 民法第二百六十四条の十三第一項の規定による費用の額を
- の対象とされた土地の所有者 | 民法第二百六十四条の十三第一項の規定による報酬の額を
- 次に掲げる裁判には、理由を付さなければならない。

4

- 一 民法第二百六十四条の十第二項の許可の申立てについて一 管理不全土地管理命令の申立てについての裁判
- 裁判 民法第二百六十四条の十第二項の許可の申立てについての
- てについての裁判三、民法第二百六十四条の十二第一項の規定による解任の申立
- 分その他の事由により金銭が生じたときは、その土地の所有者た土地及び管理不全土地管理命令の効力が及ぶ動産の管理、処ち 管理不全土地管理人は、管理不全土地管理命令の対象とされ

る事項を公告しなければならない。
は務省令で定めるところにより、その旨その他法務省令で定め、この場合において、供託をしたときは、託することができる。この場合において、供託をしたときは、理不全土地管理命令の対象とされた土地の所在地の供託所に供理の共有持分を有する者を含む。)のために、当該金銭を管

- とができる。
 とができる。
 を教判所は、管理不全土地管理命令を変更し、又は取り消すこ
- 8 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める者に限
- 管理不全土地管理命令 利害関係人

即時抗告をすることができる。

り、

地管理命令の対象とされた土地の所有者 - 民法第二百六十四条の十第二項の許可の裁判

管理不全土

- 利害関係人 | 民法第二百六十四条の十二第一項の規定による解任の裁判
- 定める裁判 管理不全土地管理人 民法第二百六十四条の十三第一項の規定による費用の額を
- 五 民法第二百六十四条の十三第一項の規定による報酬の額を

の対象とされた土地の所有者 定める裁判 管理不全土地管理人及び管理不全土地管理命令

六 前 二項の規定による変更又は取消しの裁判 利害関係人

9 次に掲げる裁判に対しては、 不服を申し立てることができな

民法第二百六十四条の九第三項の規定による管理不全土地

管理人の選任の裁判 民法第二百六十四条の十二第二項の許可の裁判

10 項に規定する管理不全建物管理命令及び同条第三項に規定す 第二項から前項までの規定は、民法第二百六十四条の十四第

る管理不全建物管理人について準用する。

(削る)

第九十二条

第四十条及び第五十七条第二項第二号の規定は、

(適用除外)

の章の規定による非訟事件の手続には

適用しない。

第二章 保存、 供託等に関する事件

(共有物分割の証書の保存者の指定)

第九十二条 2 を除く。 物の分割がされた地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。 二条第三項の規定による証書の保存者の指定の事件は、 裁判所は 民法 の陳述を聴かなければならない。 前項の指定の裁判をするには、 (明治二十九年法律第八十九号) 第二百六十 分割者 (申立人 共 有

3 者の全員が等しい割合で負担する。 裁判所が前項の裁判をする場合における手続費用は、

。)、限定承認を受理した場合における相続財産の清算人の選 いて同じ。)、事項についての審判事件をいう。第百九十条の二において同じ の項の事項につ相続財産の保存に関する処分の審判事件(同表の八十九の項の 相続財産の保存件をいう。第百八十九条第一項及び第二項において同じ。)、 件をいう。第百	分の審判事件(別表第一の八十八の項の事項についての審判事 分の審判事件(別表第の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処 の審判又はその取消し	裁判所は、第一項に規定する場合のほか、推定相続人の廃除 3 裁判所は、第(略) 2 (同上)	第三条の十一 (略) 第三条の十一 第三条の十一	管轄権) (第百九十条の二)第十二節の二 相続財産の保存に関する処分の審判事件(指定の審判事件(第百九十条)	二節 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の 第十二窓	第二章 (略) 第二章 (同	第二編 (略) 第二編 (同上)	目次目次	改 正 後
限定承認を受理した場合における相続財産の管いての審判事件をいう。第二百一条第十項にお又は管理に関する処分の審判事件(同表の九十一、以上、第一項及び第二項において同じ。)、	別表第一の八十八の項の事項についての審判事取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処	一項に規定する場合のほか、推定相続人の廃除	同上)	相続に関する審判事件の管轄権)		指定の審判事件(第百九十条)	相続の場合における祭具等の所有権の承継者の	E)			改正前

判 以下同じ。 続 審判事件 るときは、 任 事件 . う。 第二百二条第一 0 人の不存在の場合における相続財産の清算に関する処分の審 審判事 (同表の九十九の項の事 (同 管轄)について、相続財産に属する財産が日本国内にあ 件 財産分離の [表の九十七の項の事項についての審判事件をいう 同 権を有する。 項第二号及び第三項において同じ。 表の 九十四 請求後の 0 相続財 項につい 項 の事項につい 産の管理に関する処分 ての審判事件をいう。 ての審) 及び 判事件 相 \mathcal{O} を

4

(家事審判の申立ての取下げ

第八十二条 略

2

3 判の その を通知しなければならない。 申立ての取下げについて相手方の同意を要する場合においては 進 家庭裁判所は、 用する場合を含む。)及び第百九十九条第二項の規定により 前項ただし書、 手 期日に出頭したときは、 ト続の が期日に 第百五十三条 .おいて口頭でされた場合において、 相手方に対し、 この限りでない。 ただし、 (第百九十九条第一項におい 申立ての取下げがあったこと 申立ての取下げが家事審 相手方が て

> 理人の 処 件をいう。 をいう。以下同じ。 判事件をいう。 国内にあるときは、 る処分の審判事件 分の審判事件 及び相続人の不存在 選任の審 第二百二条第一 判事件 (同 同 管轄権を有する。 表 財 に 0 の場合における相続財産の管理に関する 表 産 **同** 九十九 分離 ついて、 0) 九 項第二号 表 + 0 0 の項 Ł 請 九 相 の項 求 + 及び 匝 続 の事項に 後 財 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 第三 事項に 相 項 産 続 0 事 つい 項にお 属する財産が日 財 産の 項 0 ての V E 管理に ての 0 審判事 · て同 V 審判事 ての 関す 本 伅 審

4 5 (同上)

第八十二条 (同上) (同上)

(家事審判

の申立ての取下げ

2

3 ただし、 する場合を含む。)の規定により申立ての取下げについて相手 方の同意を要する場合においては、 でされた場合にお この限りでない。 前項ただし書及び第百五十三条 申 立ての取下げがあ 申立て 0 取 7 下 げ 相 が家事審 ったことを通 手方 スがその 判 (第百九十九条にお 家庭裁判所は、 \mathcal{O} 期 手 知 日 続 しなければならない。 に \mathcal{O} 期 出 日におい 頭 したときは 相手方に対 て口頭 て準用

5 (同上)

4

5

略

(家事審判の申立ての取下げの擬制)

第八十三条 きる。 審判の手続の期日において陳述をしないで退席をしたときは、 た家事審判の手続の期日に出頭せず、 家庭裁判 合にあっては、 \mathcal{O} 規定により申立ての取下げについて相手方の同意を要する場 項において準用する場合を含む。)及び第百九十九条第二項 所は、 家事審判の申立人 当事者双方)が、連続して二回 申 -立ての取下げがあったものとみなすことがで (第百五十三条 又は呼出しを受けた家事 (第百九十九条第 呼出しを受け

(管理人の改任等)

第百四十六条

(略

定により改任した管理人に対しても、同様とする。管理人に対しても、同様とする。同法第二十七条の規定により改任した管理人(第四項及び第六項、次条並びに第百に対し、財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる。同法第二十七条の規定により改任した管理人」という。)管理人に対しても、同様とする。

3 (略)

在者が置いた管理人をいう。次項及び第百四十七条において同4 家庭裁判所は、管理人(家庭裁判所が選任した管理人及び不

(家事審判の申立ての取下げの擬制

第八十三条 せず、 ついて が をしないで退席をしたときは、 おいて準用する場合を含む。 あったものとみなすことができる。 連 続して二回 又は呼 相手方の同意を要する場合にあっては、 家事審判の申立人 出しを受けた家事審判 呼出しを受けた家事審判の手続の (第百五十三条 家庭裁 の規定により申立ての取下げに の手 判 続 所 の期 は 育に 当事者双方) (第百九十九条に 申 立ての取下げ 期日に出 お V て陳述 が 頭

(管理人の改任等)

第百四十六条 (同上)

2 する。 及び管理の計算を命ずることができる。 判所が選任した管理人」という。 \mathcal{O} 定により改任した管理人 又は同法第二十六条の規定により改任した管理人及び前項の 場合において 家庭裁判所は、 は 民法第二十五条第一 不在者が置いた管理人に対しても、 (第四項及び第六項におい)に対し、 項の規定により選任 同法第二十七条第二 財産の状況の . T 「家庭裁 同 報告 様と 二項 規

3 (同上)

在者が置いた管理人をいう。次項及び次条において同じ。)に4 家庭裁判所は、管理人(家庭裁判所が選任した管理人及び不

第百四十七条 家庭裁判所は、 2 第百四十六条の二 5 6 により又は職権で、民法第二十五条第一項の規定による管理人 くなったときは、不在者、 たときを含む。)その他財産の管理を継続することが相当でな 庭裁判所が選任した管理人が管理すべき財産の全部が供託され きるようになったとき、管理すべき財産がなくなったとき(家 じた裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の管轄区域内の供託 者のために、 産の管理、 ることができる。 じ。)に対し、その提供した担保の増減、 省令で定める事項を公告しなければならない。 たときは、 所に供託することができる。 (処分の取消し) (供託等) 選任その他の不在者の財産の管理に関する処分の取消しの審 家庭裁判所が選任した管理人は、 法務省令で定めるところにより、 処分その他の事由により金銭が生じたときは、 当該金銭を不在者の財産の管理に関する処分を命 家庭裁判所が選任した管理人は、 管理人若しくは利害関係人の申立て 不在者が財産を管理することがで 前項の規定による供託をし 変更又は免除を命ず その旨その他法務 不在者 不在 の財 第百四十七条 5 6 (新設) *١* ، \mathcal{O} 法第二十五条第一項の規定による管理 他財産の管理を継続することが相当でなくなったときは、 きるようになったとき、管理すべき財産がなくなったときその 対し、その提供した担保 できる。 (処分の取消し) 財産の管理に関する処分の取消しの審判をしなければならな 管理人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、民 (同上) 家庭裁判所は、 の増 不在者が財産を管理することがで 減 変更又は免除を命ずることが 人の選任その他の不在者 不在

る。)は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属す、)は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属す九十の項から九十五の項までの事項についての審判事件(別表第一の第二百一条 相続の承認及び放棄に関する審判事件(別表第一の	ては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。	見人の財産」とあるのは、「相続財産」と読み 用する。この場合において、第百二十五条第三 の規定は、相続財産の保存に関する処分の審判 の規定は、相続財産の保存に関する処分の審判 の規定は、相続財産の保存に関する処分の審判	第百九十条の二 相続財産の保存に関する処分の審判事件 第十二節の二 相続財産の保存に関する処分の審判事件 判をしなければならない。
する。 する。 は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属 八十九の項から九十五の項までの事項についての審判事件をい 第二百一条 相続の承認及び放棄に関する審判事件 (別表第一の	(新設) (新設) (申立ての取下げの制限に関する規定の準用)		(新投) (新設)

2 (略)

3 ない。 条第 限定承認の申 あっては、 家庭裁判所 項の 規定により その裁判所) ・述を受理したときは、 (抗告裁判所が限定承認の申述を受理した場合に 相続財産の清算人を選任しなければなら は、 相続人が数人ある場合において、 職権で、 民法第九百三十六

4 9 (略

(削る)

(管轄)

庭裁判所の管轄に属する。第二百三条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める家

分の審判事件 相続が開始した地を管轄する家庭裁判所一 相続人の不存在の場合における相続財産の清算に関する処

相続人の不存在の場合における鑑定人の選任の審判事件

審判事件において相続財産の清算人の選任の審判をした家庭続人の不存在の場合における相続財産の清算に関する処分の別表第一の百の項の事項についての審判事件をいう。) 相

判

前

2 (同上)

3 ない。 条 第 限定承認の申述を受理したときは、 あっては、 家庭裁判所 項 0 その裁判所) 規定により (抗告裁判所が限定承認 ·相続財: は、 相続 産 の管理人を選任しなければなら 人が数人ある場合において、 職権で、 の申述を受理した場合に 民法第九百三十六

4~9 (同上)

10 項中 替えるものとする 分の審判事件について準用する。 第百 「成年被後見人の 十五条の規 定は 財 産」 相続財 とあるのは この場合において 産 \mathcal{O} 保存又は管 相続財産」 理 に関する処 同 と読み E 条 第 三

(管轄)

庭裁判所の管轄に属する。第二百三条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める家

続 別 裁 審判事件に 分の審判事件 判所 表第 人 相続人の 相続人の不存在の場合における相続財 0 不 <u>ー</u>の 存 お 在 百 不 の場 存在 0 て相続財 項 相続が開始した地を管轄する家庭裁判所 合に \mathcal{O} の場合における鑑定人の選任の審判事 事項に お け 産 る相 の管理人の選 ついての審判事件をいう。 続 財 産 \mathcal{O} 管 産の管理に関す 任 の審判をした家庭 理に関する処 っる処 分の 件 相

人の全員に対してその効力を生ずる。
、申立人の一人又は相続財産の清算人がした即時抗告は、申立
2 第二百四条第二項の規定により審判が併合してされたときは

(相続財産の換価を命ずる裁判)

第二百七条 続人」 兀 人の 項 与 項まで及び第七項の規定は、 続財産の分与の申立人若しくは相続財産の清算人」と、 人及び相 頃中 、及び第七項中 Ó 同 条第三項中 意見を聴き、 審判事件について準用する。 とあるのは 「当事者」とあるのは 続財産の清算人」 第百九十四条第一項、 「相続人」とあるのは 「相続人」とあり、並びに同条第二項中 相続人」とあるのは 「特別縁故者に対する相続財産の分与の申立 と読み替えるものとする。 特別縁故者に対する相続財産の分 「申立人」と、 この場合において、 第二項本文、 「特別縁故者に対する相 「相続財産の清算人」と 同条第五項中 第三項から第五 同条第 同条第 相 相 続

(管理者の改任等に関する規定の準用)

あるのは、「相続財産」と読み替えるものとする。。この場合において、同条第三項中「成年被後見人の財産」とける相続財産の清算に関する処分の審判事件について準用する第二百八条 第百二十五条の規定は、相続人の不存在の場合にお

人の全員に対してその効力を生ずる。
、申立人の一人又は相続財産の管理人がした即時抗告は、申立2 第二百四条第二項の規定により審判が併合してされたときは

相続財産の換価を命ずる裁判

第二百七条 兀 項 与 項まで及び第七項の規定は、 続 続 人の意見を聴き、 人及び相続財産の管理人」 |項中 人」とあるのは 財 同条第三項中 及び第七項中 の審判事件について準用 産 の分与の申立人若しくは相続財産の管理人」と、 「当事者」とあるのは 第百九十四条第 相 「相続人」 相 「特別縁故者に対する相続財産の分与の 続人」 続人」とあり、 と読み替えるものとする。 とあるの とあるのは ずる。 一 項、 特別縁故者に対する相続財産の 「申立人」 この場合におい 第二項本文、 並 は びに同条第二項中 「特別縁故者に対する相 と、 相続財産の管理人」 同条第五項中 第三項から第 て、 同 条第 同 「相続 2条第 申 ط 立 分 相

(管理者の改任等に関する規定の準用)

第二百八条 0 ける相続財 あ いるのは、 の場合に 産 第百二十五条の規定は、 相続財産」 おい での管理 て、 に関する処分の審判事件につ 同 と読み替えるものとする。 条第 項中 相 成年被 続 人の不存在 後見 V 人 0 て準用する 財 場合にお

(家事調停の申立ての取下げ)

第二百七十三条 まで、その全部又は一部を取り下げることができる。 家事調停の申立ては、家事調停事件が終了する

2 の同 げは、 前項の規定にかかわらず、 一意を得なければ、 相続開始の時から十年を経過した後にあっては、 その効力を生じない。 遺産の分割の調停の申立ての取下 相手方

3 三項ただし書中 条第三項及び第二百六十二条第一項の規定は、 は 下この章において「口頭弁論等の期日」という。)」とあるの あるのは において準用する場合を含む。 第三項中 ての取下げについて準用する。この場合において、第八十二条 第八十二条第三項及び第四項並びに民事訴訟法第二百六十一 「家事調停の手続の期日」と読み替えるものとする。 「第二百七十三条第二項」と、 「前項ただし書、 「口頭弁論、 第百五十三条 弁論準備手続又は和解の期日)及び第百九十九条第二項」と 同法第二百六十一条第 (第百九十九条第 家事調停の申立 以 項 2

(家事調停の申立ての取下げ)

第二百七十三条 まで、 その全部又は 家事調停の申立ては、 一部を取り下げることができる。 家事調停事件が終了 する

(新設)

期日」と読み替えるものとする。 論 場合において、 弁論等の期日」という。 \mathcal{O} 民事訴 規定は、 弁論準備手続又は和解 訟法第二百六十一条第三項及び第二百六十二条第 家事調停の申立ての取下げについて準用する。 同法第二百六十一条第三項ただし書中) 」とあるの の期日 (以下この章におい は 「家事調停の 7 П 手 П この ,続の 頭 項 頭 弁

則長第一

(新設)	(新設)		項
(新設)		(同上)	事項
(新設)			根拠となる法律の規定

項

事

項

根

拠となる法律の

規

定

略

0 保存に関 民 法 第 八 百

九 +

-七条の

相続財

産

 \mathcal{O}

保存

十九

相

:続財

産

九百五十八条	の管理に関する処分合における相縁財産			で第九百五十三条	の清算に関する処分	
民法第九百五十二条	相続人の不存在の場	九 十 九			$t \sigma$	九 十 九
		-	<u> </u>		1 (略)	1
	産の管理人の選任				産の清算人の選任	
一項	場合における相続財			一項	場合における相続財	
民法第九百三十六条第	限定承認を受理した	九十四	>14	民法第九百三十六条第	限定承認を受理した	九十四
	(同上)				(略)	
用する場合を含む。)						
十条第二項において準						
含む。)及び第九百四						
おいて準用する場合を						
九百三十六条第三項に						
十六条第二項(同法第						
の規定を同法第九百二						
項及び第三項(これら	管理に関する処分			項ただし書	をすべき期間の伸長	
民法第九百十八条第二	相続財産の保存又は	九十		民法第九百十五条第一	相続の承認又は放棄	九十
項ただし書	をすべき期間の伸長					
民法第九百十五条第一	相続の承認又は放棄	八十九		(削る)	(削る)	(削る)
		(同斗)			の承認及び放棄	相続の承認
				二第一項及び第二項	する処分	
			_			

				別			
	+ =		項	別表第二(略)		百一	
(略)	遺産の分割の禁止	(略)	事項		(略)	相続財産の分与特別縁故者に対する	(略)
	及び第五項民法第九百八条第四項		根拠となる法律の規定			二第一項民法第九百五十八条の	
	+ =		項	別表第二(同		百一	
(同上)	遺産の分割の禁止	(三十)	事項	(同上)	(恒斗)	相続財産の分与特別縁故者に対する	(回山)
	民法第九百七条第三項		根拠となる法律の規定			三第一項民法第九百五十八条の	

五.
外国法人
の登記及
びキ
/婦財産契約
記及び夫婦財産契約の登記に関する
る法律
(明治三
二 十 一
年法律第十四号)
(附則第八条関係)

	F 37 4 37 47 27 2 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 1
改正後	改正前
第八条 不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第七条か	第八条 不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第七条か
ら第十一条まで、第十三条、第十六条第一項、第十八条、第二	ら第十一条まで、第十三条、第十六条第一項、第十八条、第二
十四条、第二十五条第一号から第九号まで及び第十二号、第六	十四条、第二十五条第一号から第九号まで及び第十二号、第六
十七条第一項から第三項まで、第七十一条、第百十九条(第六	十七条第一項から第三項まで、第七十一条、第百十九条、第百
項を除く。)、第百二十一条第三項から第五項まで、第百五十	二十一条第二項及び第三項、第百五十二条から第百五十六条ま
三条から第百五十六条まで、第百五十七条第一項から第三項ま	で、第百五十七条第一項から第三項まで、第五項及び第六項並
で、第五項及び第六項並びに第百五十八条の規定は、夫婦財産	びに第百五十八条の規定は、夫婦財産契約に関する登記につい
契約に関する登記について準用する。この場合において、同法	て準用する。この場合において、同法第十八条中「政令」とあ
第十八条中「政令」とあるのは、「法務省令」と読み替えるも	るのは、「法務省令」と読み替えるものとする。
のとする。	

六 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)(附則第十条関係)

改

正

後

改

正

前

十四条中「登記簿等及び」トアルハ「抵当証券の控え及びそのトアルハ「抵当証券の控え及びその附属書類」ト、同法第百五え及びその附属書類」ト、同条第五項中「登記簿の附属書類」	「登記記録に係る登記簿の附属書類」トアルハ「抵当証券の控、同条第四項中「登記を」トアルハ「抵当証券の交付を」ト、	き、」トアルハ「抵当証券の控え及びその附	法第百二十一条第三項中「	事項証明書」トアルハ「抵当証券の控えの謄本又は抄本」ト、	証明書」という。)」トアリ並ニ同条第三項及第四項中「登記	れている事項の全部又は一部を証明した書面(以下「登記事項	正当な理由」ト、同法第百十九条第一項中「登記記録に記録さ	五号)第三条第一項」ト、「同条ただし書の規定」トアルハ「	条第一項中「前条」トアルハ「抵当証券法(昭和六年法律第十	規定ハ抵当証券ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ同法第二十三	五十六条、第百五十七条(第四項ヲ除ク)並ニ第百五十八条ノ	四項、第百二十一条第三項乃至第五項、第百五十四条乃至第百	第三項及第四項、第二十四条、第百十九条第一項、第三項及第	第四十一条 不動産登記法第八条、第十条、第二十三条第一項、	
	モノトス等」トアルハ「抵当証券の控え	類」トアリ	」ト、同法第百	項中「登記事項証明書」トアル	「登記事項証明書」という。)	録に記録されている事項の全部	トアルハ「正当な理由」ト、同	年法律第十五号)第三条第一項	法第二十三条第一項中「前条」	五十八条ノ規定ハ抵当証券ニ付	五条、第百五十六条、第百五十	四項、第百二十一条第二項及第	第三項及第四項、第二十四条、	第四十一条 不動産登記法第八条	

部又は一部を証明した書面 问法第百十九条第一項中「登記記 竹之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ同 え及びその附属書類」ト読替フル 宋、第十条、第二十三条第一 第二項及第三項中「登記簿の附属 -三条及第百五十五条中「登記簿 -七条(第四項ヲ除ク)並ニ第百 ハ「抵当証券の控えの謄本又は 」トアリ並ニ同条第三項及第四 トアルハ「抵当証券法(昭和六 第百十九条第一項、第三項及第 「同条ただし書の規定」 第百五十三条、 第百五十 (以 下 項、

/\	泺
	屏
氏	建
丛	料
二 紅:	分
光	平,
テク	Ü
当証券の空え及びその附属書類	所属書類並びに
空	
ス	1
发	
Ü,	同注第百五十五条中
そ	汝
\mathcal{D}	第
附	古
禹	7
書	4
質	
_`	上タ
<u>}</u>	木
濤	+
法	
ロフ	鱼
/ ทั่ว	記
T.	簿
<u> </u>	一登記簿等」
・読替フルモノトス	
7	トア
ヘ	ア

七 大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)(附則第十二条関係)

	3~7 (略)	、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。	の清算人) 又は清算人は、厚生労働省令の定めるところにより	ることが明らかでないときは、相続財産の管理人又は相続財産	2 大麻取扱者が死亡又は解散したときは、相続人(相続人のあ	第十条 (略)	改正後	
	3~7 (同上)	を都道府県知事に届け出なければならない。	り) 又は清算人は、厚生労働省令の定めるところにより、その旨	産 ることが明らかでないときは、相続財産の管理人 <u>。以下同じ。</u>	あ 2 大麻取扱者が死亡又は解散したときは、相続人(相続人のあ	第十条 (同上)	改 正 前	

2 (同上)	2 (略)
により取得したものとみなす。	により取得したものとみなす。
した価額)に相当する金額を当該財産に係る被相続人から遺贈	した価額)に相当する金額を当該財産に係る被相続人から遺贈
いて第三章に特別の定めがある場合には、その規定により評価	いて第三章に特別の定めがある場合には、その規定により評価
の与えられた時における当該財産の時価(当該財産の評価につ	の与えられた時における当該財産の時価(当該財産の評価につ
は一部を与えられた場合においては、その与えられた者が、そ	は一部を与えられた場合においては、その与えられた者が、そ
続財産の分与)の規定により同項に規定する相続財産の全部又	続財産の分与)の規定により同項に規定する相続財産の全部又
第四条 民法第九百五十八条の三第一項 (特別縁故者に対する相	第四条 民法第九百五十八条の二第一項(特別縁故者に対する相
(遺贈により取得したものとみなす場合)	(遺贈により取得したものとみなす場合)
改正前	改正後
	八 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)(附則第十三条関係

3 · 4 (同上)	3 · 4 (略)
る。	ි
のうちに特定土地等又は特定株式等があるときについて準用す	のうちに特定土地等又は特定株式等があるときについて準用す
で当該特定非常災害発生日においてその者が所有していたもの	で当該特定非常災害発生日においてその者が所有していたもの
発生日以後である場合において、当該相続財産の全部又は一部	発生日以後である場合において、当該相続財産の全部又は一部
の規定により提出すべき申告書の提出期限が当該特定非常災害	の規定により提出すべき申告書の提出期限が当該特定非常災害
の遺贈に係る相続税法第二十九条第一項又は第三十一条第二項	の遺贈に係る相続税法第二十九条第一項又は第三十一条第二項
部を与えられた者があり、かつ、当該相続財産の全部又は一部	部を与えられた者があり、かつ、当該相続財産の全部又は一部
の三第一項の規定により同項に規定する相続財産の全部又は一	の二第一項の規定により同項に規定する相続財産の全部又は一
2 前項の規定は、特定非常災害発生日前に民法第九百五十八条	2 前項の規定は、特定非常災害発生日前に民法第九百五十八条
第六十九条の六 (同上)	第六十九条の六 (略)
特例)	特例)
(特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の	(特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の
改正前	改正後
条関係)	九 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)(附則第十三条関係)

十 質屋営業法
(昭和二十五年法律第百五十八号)
(附則第十五条関係)
係)

4~6 (同上)	4~6 (略)
併後存続する法人又は合併に因り設立した法人	併後存続する法人又は合併により設立した法人
三 法人である場合において、合併に因り消滅したときは、合	三 法人である場合において、合併により消滅したときは、合
ときは、清算人又は破産管財人	ときは、清算人又は破産管財人
二 法人である場合において、合併以外の事由に因り解散した	二 法人である場合において、合併以外の事由により解散した
管理人	の管理人若しくは相続財産の清算人
業所ごとに管轄公安委員会の承認を受けたもの又は相続財産	業所ごとに管轄公安委員会の承認を受けたもの又は相続財産
一 死亡した場合においては、その相続人のうち当該質屋の営	一 死亡した場合においては、その相続人のうち当該質屋の営
行為をしなければならない。	必要な行為をしなければならない。
の回収、質物の返還その他当該質契約を終了させるため必要な	貸付金の回収、質物の返還その他当該質契約を終了させるため
に成立した質契約について、当該質契約の内容に従い、貸付金	日以前に成立した質契約について、当該質契約の内容に従い、
該各号に掲げる者は、当該各号に掲げる事由の発生した日以前	は、当該各号に掲げる者は、当該各号に掲げる事由の発生した
3 質屋が左の各号の一に該当するに至つた場合においては、当	3 質屋が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合において
2 (同上)	2 (略)
第二十八条 (同上)	第二十八条 (略)
(質置主の保護)	(質置主の保護)
改正前	改正後

2 (同上)	2 る。
属書類の閲覧を請求することができる。	- に関する同項の登記簿の附属書類の閲覧を請求することができ
かわらず、当該地籍調査に係る土地に関する同項の登記簿の附	、登記官に対し、手数料を納付して、当該地籍調査に係る土地
区等は、不動産登記法第百二十一条第二項ただし書の規定にか	区等は、不動産登記法第百二十一条第三項の規定にかかわらず
事業計画に基づいて地籍調査を行う地方公共団体又は土地改良	事業計画に基づいて地籍調査を行う地方公共団体又は土地改良
る指定を受け、又は第六条の三第二項の規定により定められた	る指定を受け、又は第六条の三第二項の規定により定められた
第三十二条の三 第五条第四項若しくは第六条第三項の規定によ	第三十二条の三 第五条第四項若しくは第六条第三項の規定によ
閲覧請求の特例)	閲覧請求の特例)
(地籍調査を行う地方公共団体等による登記簿の附属書類等の	(地籍調査を行う地方公共団体等による登記簿の附属書類等の
改 正 前	改正後
関係)	十一 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)(附則第十六条関係)

十二 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)(附則第十七条関係

第三条 の限りでない。 かに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、こ 会 する場合には、 0 、農地又は採草放牧地 関する裁判若しくは調停又は同法第九百五十八条の二の規定 設定され、 による相続財産の分与に関する裁判によつてこれらの権利が において準用する場合を含む。 百六十八条第二項 の許可を受けなければならない。ただし、 他 の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転 永小作権 遺産の分割、 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、 (略) 又は移転される場合 質権、 政令で定めるところにより、 民法 (同法第七百四十九条及び第七百七十一条 の権利移動の 使用貸借による権利、 改 (明治二十九年法律第八十九号) 第七 正 後 制限 の規定による財産の分与に 次の各号のいずれ 当事者が農業委員 賃借権若しくはそ 又は地上 第三条 権、 十二 遺産の分割、 の限りでない。 かに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、こ 会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれ する場合には、 の他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転 一~十一 (同上) (農地又は採草放牧地の権利移動の 設定され、又は移転される場合 による相続財産の分与に関する裁判によつてこれらの 関する裁判若しくは調停又は同法第九百五十八条の三の規定 において準用する場合を含む。 百六十八条第二項(同法第七百四十九条及び第七百七十一条 永小作権、 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、 質権、 政令で定めるところにより、 民法 使用貸借による権利、 (明治二十九年法律第八十九号) 改 正 前 制限 の規定による財産の分与に 当事者が農業委員 賃借権若しくはそ 又は地 権利が

2 6

(略)

2 6

(同上)

十三~十六

(同上)

(略)

十三 第七十六条 (相続人がない場合の特許権の消滅) 特許法 特許権は、 (昭和三十四年法律第百二十一号) 民法第九百五十二条第二項の期間内に相 改 正 後 (附則第十九条関係) 第七十六条 (相続人がない場合の特許権の消滅) 特許権は、 民法第九百五十八条の期間内に相続人で 改 正 前

続人である権利を主張する者がないときは、消滅する。

ある権利を主張する者がないときは、消滅する。

七(適び・六(七 新 · 六 ()
民法	(新設)
・四条の十四の規定は、	
(先取特権)	(先取特権)
2 (略)	2 (同上)
3 民法第三百十九条の規定は、第一項の先取特権に準用する。	、第一項の先取特権に準用する。 3 民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第三百十九条の規定は

別表第一 十五 三十一 提供を受け 又は法人 第三十条の三十、 一~三十 第三十条の四十四の十二関係) 住民基本台帳 (第三十条の九、 法務省 る国 法 0 第三十条の四十四、 機 (昭 関 和四 第三十条の二十三、 改 更正 事務 存 V に 氏 以下この欄において同じ。 規定する表題部所有者をいう。 に規定する表題登記をいう。 表題登記 第百二十三号)による不動 不動産登記法 十二年法 略 若し つい 正 て 名若しくは名称若しくは住所 表題部所有者 0) 0) 後 くは 登記、 更正の登記、 ての変更の登記若しくは (同法第二条第二十号 律第八十一 移転 第三十条の四十四の 表題部所有者に (平成十六年法 \mathcal{O} (同条第十号に 第三十条の二十八 登 所 号) 記 有 権 同 (附則 法 0) 産 保 \mathcal{O} 第 \mathcal{O} 律 第二十二条関係 別表第一 三十一 提供を受ける国 又は法人 第三十条の三十、第三十条の四十四、 ~ 三 十 第三十条の四十四の十二関係) (第三十条の九、 法務省 0) 機関 第三十条の二十三、 改 事務 存若 に 以下この 更正の登 氏 規定する表題 に規定する表題登記をいう。 表題登記 第百二十三号) 1 一動産登 ての 表題部 名若しくは 同 つい 正 上 しくは 更 ての 前 記、 欄に 所有 正 記 同 移 \mathcal{O} 変 法 第三十条の四十四の 表題部 更の 登記、 名 部 者 法第二条第二十号 転 お (T) 称若しくは による不動 平成十六年 1 所 (同条第十号に 第三十条の二十八 (有者をいう。 登記若 登 て同じ。 所有 記 所 有 者に しく 権 登 住所 産 法 記 \mathcal{O} 保 は 名 0 0) \mathcal{O} 律

	ı							
三十二~百二十三								
(略)	で定めるもの	に関する事務であつて総務省令	同法第百三十一条第一項の申請	の登記若しくは更正の登記又は	称若しくは住所についての変更	、登記名義人の氏名若しくは名	法第七十六条の四の符号の表示	七十六条の三第三項の登記、同

(恒斗)	三十二~百二十三
<i>€</i>	
事務であつて総務省令で定める	
三十一条第一項の申請に関する	
しくは更正の登記又は同法第百	
は住所についての変更の登記若	
義人の氏名若しくは名称若しく	

十六 発に関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十一号) 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開 (附則第二十四条関系)

改正後	改正前
(特定鉱業権の消滅)	(特定鉱業権の消滅)
第三十一条 特定鉱業権は、特定鉱業権者が第九条の規定により	第三十一条 特定鉱業権は、特定鉱業権者が第九条の規定により
特定鉱業権を有することができなくなつたとき、又は民法(明	特定鉱業権を有することができなくなつたとき、又は民法(明
治二十九年法律第八十九号)第九百五十二条第二項の期間内に	治二十九年法律第八十九号)第九百五十八条の期間内に相続人
相続人である権利を主張する者がないときは、消滅する。	である権利を主張する者がないときは、消滅する。
2 (略)	2 (同上)

十七	
民事訴訟法	
民事訴訟法(平成八年法律第百九号)	
(附則第二十六条関係)	

十七 巨事訓訟沒(平成八年沒有第百九号) (附具第二十六条限例)	
改正後	改 正 前
(訴訟手続の中断及び受継)	(訴訟手続の中断及び受継)
第百二十四条 次の各号に掲げる事由があるときは、訴訟手続は	第百二十四条 次の各号に掲げる事由があるときは、訴訟手続は
、中断する。この場合においては、それぞれ当該各号に定める	、中断する。この場合においては、それぞれ当該各号に定める
者は、訴訟手続を受け継がなければならない。	者は、訴訟手続を受け継がなければならない。
一当事者の死亡。相続人、相続財産の管理人、相続財産の清	一 当事者の死亡 相続人、相続財産管理人その他法令により
算人その他法令により訴訟を続行すべき者	訴訟を続行すべき者
二~六(略)	二~六 (同上)
2~5 (略)	2~5 (同上)
第百二十五条 所有者不明土地管理命令(民法第二百六十四条の	第百二十五条 削除
二第一項に規定する所有者不明土地管理命令をいう。以下この	
項及び次項において同じ。)が発せられたときは、当該所有者	
不明土地管理命令の対象とされた土地又は共有持分及び当該所	
有者不明土地管理命令の効力が及ぶ動産並びにその管理、処分	
その他の事由により所有者不明土地管理人(同条第四項に規定	
する所有者不明土地管理人をいう。以下この項及び次項におい	
て同じ。)が得た財産(以下この項及び次項において「所有者	
不明土地等」という。) に関する訴訟手続で当該所有者不明土	

2 所有者下月上也管里市予が及り肖されたことは、所有者下月間に。)を当事者とするものは、中断する。この場合において同じ。)を当事者とするものは、中断する。この場合においてあ。

十八
破産法
(平成十六年
(平成十六年法律第七十五号)
(附則第二十七
二十七条関係)

てにより、当該相続財産についてその破産手続を続行する旨の	は遺言執行者の申立てにより、当該相続財産についてその破産
者、受遺者、相続人、相続財産の管理人又は遺言執行者の申立	者、受遺者、相続人、相続財産の管理人、相続財産の清算人又
始の決定前に債務者について相続が開始したときは、相続債権	始の決定前に債務者について相続が開始したときは、相続債権
第二百二十六条 裁判所は、破産手続開始の申立て後破産手続開	第二百二十六条 裁判所は、破産手続開始の申立て後破産手続開
(破産手続開始の決定前の相続の開始)	(破産手続開始の決定前の相続の開始)
の破産手続開始の原因となる事実	行者 当該相続財産の破産手続開始の原因となる事実
二 相続人、相続財産の管理人又は遺言執行者 当該相続財産	二 相続人、相続財産の管理人、相続財産の清算人又は遺言執
一 (同上)	一 (略)
ればならない。	ればならない。
てをするときは、それぞれ当該各号に定める事実を疎明しなけ	てをするときは、それぞれ当該各号に定める事実を疎明しなけ
2 次の各号に掲げる者が相続財産について破産手続開始の申立	2 次の各号に掲げる者が相続財産について破産手続開始の申立
ができる。	の申立てをすることができる。
この節において同じ。)も、破産手続開始の申立てをすること	執行者に限る。以下この節において同じ。)も、破産手続開始
管理に必要な行為をする権利を有する遺言執行者に限る。以下	執行者(相続財産の管理に必要な行為をする権利を有する遺言
ほか、相続人、相続財産の管理人又は遺言執行者(相続財産の	ほか、相続人、相続財産の管理人、相続財産の清算人又は遺言
第二百二十四条 相続財産については、相続債権者又は受遺者の	第二百二十四条 相続財産については、相続債権者又は受遺者の
(破産手続開始の申立て)	(破産手続開始の申立て)
改 正 前	改正後

手続を続行する旨の決定をすることができる。

2~4 (略)

(相続人等の説明義務等)

に関し必要な説明をしなければならない。

請求又は債権者集会の決議に基づく請求があったときは、破産合には、次に掲げる者は、破産管財人若しくは債権者委員会の第二百三十条 相続財産について破産手続開始の決定があった場

一•二 (略)

三 相続財産の管理人、相続財産の清算人及び遺言執行者

2·3 (略)

(否認権に関する規定の適用関係)

者が相続財産に関してした行為は、破産者がした行為とみなす、相続人、相続財産の管理人、相続財産の清算人又は遺言執行場合における第六章第二節の規定の適用については、被相続人第二百三十四条 相続財産について破産手続開始の決定があった

(否認後の残余財産の分配等)

場合において、被相続人、相続人、相続財産の管理人、相続財第二百三十六条 相続財産について破産手続開始の決定があった

決定をすることができる。

2~4 (同上)

(相続人等の説明義務等)

一・二 (同上)

二 相続財産の管理人及び遺言執行者

2·3 (同上)

(否認権に関する規定の適用関係)

てした行為は、破産者がした行為とみなす。
、相続人、相続財産の管理人又は遺言執行者が相続財産に関し場合における第六章第二節の規定の適用については、被相続人第二百三十四条 相続財産について破産手続開始の決定があった

(否認後の残余財産の分配等)

場合において、被相続人、相続人、相続財産の管理人又は遺言第二百三十六条 相続財産について破産手続開始の決定があった

認された行為の相手方にその権利の価額に応じて残余財産を分されたときは、破産管財人は、相続債権者に弁済をした後、否産の清算人又は遺言執行者が相続財産に関してした行為が否認

(特定の債権者に対する担保の供与等の罪)

配

しなければならない。

方法若、 務 債 産 二百六十六条 の消滅 務に 開 の破産にあっては受託者等を含む。 財産の管理 始の が、 しく 0 決定が確定したときは、 に関する行為であって債務者の義務に属せず又はその 破産手続開始の前後を問わず、 て、 は時期が債務者の義務に属しない 債務者 他 \mathcal{O} 相 債権者を害する目的で、 続財産の (相続財産の破産にあっては相続人、 清算人又は遺言執行者を、 五年以下の懲役若しくは五 以下この条において同じ 特定の債権者に対する ものをし、 担保の供与又は債 信託財 破産手 百 相

万円以下の罰金に処し、

又はこれを併科する。

い。
方にその権利の価額に応じて残余財産を分配しなければならな管財人は、相続債権者に弁済をした後、否認された行為の相手執行者が相続財産に関してした行為が否認されたときは、破産

(特定の債権者に対する担保の供与等の罪)

第一 したときは、 債務者の義務に属しないものをし、 為であって債務者の義務に属せず又はその方法若しくは 債権者を害する目的で、 始の前後を問わず、 受託者等を含む。 続財産の管理人又は遺言執行者を、 一百六十六条 又はこれを併科する。 五年以下の懲役若しくは五百万円以 債務者 以下この条において同じ。 特定の債権者に対する債務について、 (相続財産の破産にあっては相 担保の供与又は債務の 破産手続開始の 信託財産の破産にあって が消滅に が、 下 決定が 破産手 . の が罰金に 関する 続 時 人、 他の 期 続 確 処 定 が 開 は 相

十九 有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)(附則第二十八条関係)	+
(附則第	有限責任事業組合契約に関する法は
(附則第	律(
(附則第二十八条関係)	
十八条関係)	(附則第二
	一十八条関係)

改正後		改正前
第七十四条 (略)	第七	1十四条 (同上)
2 組合財産が不動産に関する権利である場合にお	おける不動産登 2	組合財産が不動産に関する権利である場合における不動産登
記法の適用については、同法第五十九条第六号中「	中「又は同条第 記	1法の適用については、同法第五十九条第六号中「又は同法第
四項の規定により家庭裁判所が遺産である共有な	:物若しくは所有 九	石七条第三項の規定により家庭裁判所が遺産である共有物若
権以外の財産権についてした分割を禁止する審	判 とあるのは し)くは所有権以外の財産権についてした分割を禁止する審判」
、「、同条第四項の規定により家庭裁判所が遺	産である共有物と	こあるのは、「、同法第九百七条第三項の規定により家庭裁判
若しくは所有権以外の財産権についてした分割	た分割を禁止する審判 所	が遺産である共有物若しくは所有権以外の財産権についてし
又は共有物若しくは所有権以外の財産権が有限	責任事業組合の た	に分割を禁止する審判又は共有物若しくは所有権以外の財産権
組合財産である場合における当該有限責任事業	組合についてのが	*有限責任事業組合の組合財産である場合における当該有限責
有限責任事業組合契約」とする。	——	5事業組合についての有限責任事業組合契約」とする。
	-	

<u>二</u> 十 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)(附則第二十九条関係)

(不動産登記法等の特例) (不動産登記法等の特例) (不動産登記法等の特例) (不動産登記法等の特例) (不動産登記法等の特例) (不動産登記法第百二十一条第一項の規定に基づく同項の図 三 不動産登記法第百二十一条第一項の規定に基づく同項の図 三 不動産登記法第百二十一条第一項の規定に基づく同項の図 三 不動産登記法第百二十一条第一項の規定に基づく同項の図 一・二 (同上) (同条 記簿の附属書類 (前号の図面を除く。)の閲覧に係る業務 (同条 に基づ (同上))の関重に係る業務 (同項ただし書の利害関係の有無の審査に係る業務 (同項ただし書の利害関係の有無の審査に係る業務 (同項ただし書の利害関係の有無の審査に係る業務 (同項ただし書の利害関係の有無の審査に係るものを除く。) 五〜九 (同上)	(不動産登記法等の特例) (不動産登記法等の特例) (不動産登記法等の特例) (不動産登記法等の特例) (不動産登記法等の特例) (不動産登記法第百二十一条第一項の規定に基づく同項の図面の全部又は一部の写し(当該図面が電磁的記録に記録され面の全部又は一部の写し(当該図面が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)の交付及び同条第二項の規定に基づく同項の図面の閲覧に係る業務 四 不動産登記法第百二十一条第三項又は第四項の規定に基づく同項の図面の閲覧に係る業務 四 不動産登記法第百二十一条第三項又は第四項の規定に基づく同項の図面の閲覧に係る業務 四 不動産登記法第百二十一条第三項又は第四項の規定に基づく同項の図面の閲覧に係る業務 四 不動産登記法第百二十一条第三項又は第四項の規定に基づく同項の図面の閲覧に係る業務 四 不動産登記法第百二十一条第三項又は第四項の規定に基づく同項の図面の閲覧に係る業務 四 不動産登記法第百二十一条第三項又は第四項の規定に基づく同項の図面の閲覧に係る業務 四 不動産登記法第百二十一条第三項又は第四項の規定に基づく同項の図面の閲覧に係る業務(同条数表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表
改正前	改正後
111	111

基づくこれらの規定の登記簿の附属書類の閲覧に係る業務(用する不動産登記法第百二十一条第三項又は第四項の規定に 登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第八条において準 条第二項の規定に基づく同項の書面の交付並びに外国法人の に関する法律第八条において準用する不動産登記法第百十九 項証明書の交付及び外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記

+ 閲覧については、 規定の抵当証券の控え及びその 記法第百二十 抵当証券法第四十 に基づく同項の抵当証券の控えの謄本又は抄本の交付並 て読み替えて準用する不動産登記法第百十九条第一 抵当証券法 条第三 (昭和六年法律第十五号)第四十一条におい 同 一条において読み替えて準用する不動 条第三項の 項又は第四 正当な理由の有無の審査に係 附属書類の閲覧に係る業務 項 の規定に基づくこれらの 項の規定 びに 産 登

るものを除く。

閲覧については、

同条第三項の正当な理由の有無の審査に係

項ただし書の利害関係の有無の審査に係るものを除く。) の登記簿の附属書類の閲覧に係る業務 用する不動産登記法第百二十一条第二項の規定に基づく同項 登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第八条におい 条第二項の規定に基づく同項の書面の交付並びに外国法 に関する法律第八条において準用する不動産登記法第百 項証明書の交付及び外国法人の登記及び夫婦財産 (閲覧については、 契 約 \mathcal{O} 人の 十九 登記 て 同 準

+ 項ただし書の利害関係の有無の審査に係るものを除く。) 記法第百二十一 抵当証券法第四十一条において読み替えて準用する不動 に基づく同項の抵当証券の控えの謄本又は抄本の て読み替えて準用する不動産登記法第百十九条第一項の え及びその附属書類の閲覧に係る業務 抵当証券法 条第二項の規定に基づく同項の抵当証券の (昭和六年法律第十五号)第四十一条に (閲覧については、 交付 並 びに 規定 おい 産 同 控 登

2~9 (同上)

2 9

(略)

十二·十三

(略)

るものを除く。)

 $\overline{+}$

改

正

後

特別会計 に関する法 律 伞 成 + 九 年法 律第二十三号) (附則第三十条関係

附 則

登記印紙の 廃 止 に伴う経過措置

第三百八十二条 きは、 四十条の規定による改正後の後見登記等に関する法律第十一 民 \mathcal{O} \mathcal{O} 改 11 合 抵当証券法第三条第五項 び第百四十九条第三項並びに他の法令において準用する場合を む。 て準用する場合を含む。 九条の 法 規定による改正後の動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する 措置等に関する法律第三条第四項本文、 正 を含む。 法第八条第 |項本文又は不動産登記法第百十九条第四項本文 の特例等に関する法律第二十一条第二項本文、 後の電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のため 収入印紙又は登記印紙をもってすることができる。 の規定にか 二第四項 二項、 商業登記法第十三条第二項本文 附則第二百六十条の規定による改正後の民法施 か 第百 附則第二百六十二条の規定による改正後の かわらず、 (同法第二十二条において準用する場 十条第 当 附則第三百十一 一分の 項 間、 第百 手数料を納付すると 附則第三百三十五条 +条の規定による (他の法令にお 一条第五項及 附則第三百 (同法第百 条 第三

附 則

、登記印紙の 廃止に伴う経過措置

数料を納付するときは、 て準用する場合を含む。 二十一条第三項及び第百四十九条第三項並びに他の法令におい 産登記法第百十九条第四項本文 第二項本文又は附則第三百七十二条の規定による改正 四十条の規定による改正後の後見登記等に関する法律第十一 民法の特例等に関する法律第二十一条第二項本文、 の規定による改正後の動産及び債権の譲渡の対抗要件に関す \mathcal{O} 改正後の電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化の いて準用する場合を含む。 合を含む。)、商業登記法第十三条第二項本文 抵当証券法第三条第五項 行法第八条第二項 とができる 一百八十二条 措置等に関する法律第三条第四項本文、 附則第二 附則第二百六十二条の規定による改正 収入印紙又は登記印紙をもってするこ 一百六十条の規定による改正 (同法第二十二条において準用する場 の規定にかかわら 附則第三百十一 (同法第百二十条第三 附則第三百三十 ず、 条の (他の法令に 当 分の 附則第三百 一後の 規定による 後の 項 間 民 第百 ため 五. 不 後 法 手 動 Ź 条 お 施 \mathcal{O}

改

正

前

92

	、民法第二百六十四条の二第一項の規定による命令の請求をす
	管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し
(新設)	2 国の行政機関の長等は、所有者不明土地につき、その適切な
ができる。	することができる。
第一項の規定による相続財産の管理人の選任の請求をすること	五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求を
)第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条	八十九号)第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百
きは、家庭裁判所に対し、民法(明治二十九年法律第八十九号	認めるときは、家庭裁判所に対し、民法(明治二十九年法律第
土地につき、その適切な管理のため特に必要があると認めると	有者不明土地につき、その適切な管理のため特に必要があると
項において「国の行政機関の長等」という。)は、所有者不明	次条第五項において「国の行政機関の長等」という。) は、所
第三十八条 国の行政機関の長又は地方公共団体の長(次条第五	第三十八条 国の行政機関の長又は地方公共団体の長 (次項及び
の特例	第三節 所有者不明土地の管理に関する民法の特例
特例(第三十八条)	十八条)
第三節 不在者の財産及び相続財産の管理に関する民法の	第三節 所有者不明土地の管理に関する民法の特例(第三
第三章 (同上)	第三章 (略)
目次	目次
改正前	改正後
(平成三十年法律第四十九号) (附則第三十二条関係)	二十二 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平

2 十三 第三十二条 民法 項第二号の規定は、 項の規定による命令がされたものを除く。 ずれも第十五条第一項第四号イ又は口に定める登記をする前に から同法第二百六十四条の七までの規定は、適用しない。 (適用除外) (平成二十三年法律第五十一号) 第四十条及び第五十七条第二 この法律の規定による非訟事件については、 (明治二十九年法律第八十九号)第二百六十四条の二第 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律 所有者等特定不能土地及び特定社団等帰属土地 適用しない。 改 正 後 については、 非訟事件手続法 同条 第三十二条 この法律の規定による非訟事件については、 (新設) (令和元年法律第十五号) 件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第四十条及び第五十 七条第二項第二号の規定は、 (非訟事件の手続の特例) 改 (附則第三十三条関係 適用しない。 正 前 非訟事